

# たわらもと

## 第3次総合計画

自然と歴史・文化が育む  
新しい生活拠点 たわらもと



平成18年9月



自然と歴史・文化による  
まちづくりプラン



## ごあいさつ

本年は現在の田原本町が誕生して50年の記念すべき年であります。先人の方々のご努力により今日を迎えることができました。この節目の年に、平成19年度から平成28年度の10か年を計画期間とする新しいまちづくりの指針となる田原本町第3次総合計画を策定いたしました。



近年、地方公共団体を取り巻く環境は、地方分権の推進、少子高齢化の急速な進行、高度情報化社会など大きな転換期を迎えており、特に行財政基盤の強化が喫緊の課題となっております。

このような状況下であっても田原本町が今後も、今日まで築きあげたまちづくりを土台にさらなる発展をめざし、本計画では、まちの将来像を「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと」と掲げ、その将来像を実現するために6つの基本施策を定めました。

この新しい計画の実現にあたっては、住民と行政が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠だと考えております。こうした住民参加のまちづくりにより、地方分権にふさわしい個性豊かで魅力ある田原本町を築いていきたいと決意しております。

なお、本計画の策定にあたり、基本構想審議会の委員をはじめ、貴重なご意見を頂きました住民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成18年9月

田原本町長 森 晃一



## 田原本町民憲章

わたくしたちは田原本町民の一人であることを自覚し、  
平和でゆたかなまちをつくるためにこの憲章を定めます。

- ・力をあわせ、美しいまち  
住みよいまちをつくりましょう
- ・郷土に誇りをもち  
文化の向上をめざすまちをつくりましょう
- ・健全な心とからだをつくり  
明るいまちをつくりましょう
- ・しごとによるこびをもち  
活気あふれるまちをつくりましょう
- ・お互いに尊重しあい  
あたたかいまちをつくりましょう



● 町章

昭和33年7月1日制定



● 町の木「いちいがし」

昭和61年9月25日制定



● 町の花「水仙 (すいせん)」

昭和61年9月25日制定



# 《 田 原 本 町 第 3 》

## 第 1 部 序 論

### 第 1 章 総合計画の策定にあたって

- 第 1 節 計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画の役割
- 第 3 節 計画の名称
- 第 4 節 計画の構成と目標年次

### 第 2 章 田原本町の概要

- 第 1 節 位置・自然
- 第 2 節 人口・世帯の状況
- 第 3 節 産業別就業人口の推移

### 第 3 章 まちづくりを取り巻く背景

- 第 1 節 人口の予測
- 第 2 節 アンケート調査の状況
- 第 3 節 社会経済環境の動向
- 第 4 節 まちづくりの主な課題

## 第 2 部 基 本 構 想

### 第 1 章 まちづくりの基本方針

- 第 1 節 まちづくりの基本理念
- 第 2 節 まちの将来像
- 第 3 節 まちの将来フレーム

### 第 2 章 まちづくりの基本施策

- 第 1 節 共に幸せを感じられるまちづくり
- 第 2 節 人が生きいきと輝くまなびのまちづくり
- 第 3 節 都市基盤が充実したまちづくり
- 第 4 節 快適に生活できるまちづくり
- 第 5 節 活力湧き出る産業振興のまちづくり
- 第 6 節 効率的な計画推進をめざしたまちづくり



# 次総合計画》の構成

## 第3部 基本計画

### 第1章 共に幸せを感じられる まちづくり

- 第1節 地域福祉
- 第2節 児童福祉
- 第3節 高齢者福祉
- 第4節 障害者福祉
- 第5節 保健・医療
- 第6節 生活福祉

### 第2章 人が生きいきと輝く まなびのまちづくり

- 第1節 学校教育
- 第2節 生涯学習
- 第3節 スポーツ・レクリエーション活動
- 第4節 歴史的・文化
- 第5節 人権の尊重

### 第3章 都市基盤が充実した まちづくり

- 第1節 市街地整備
- 第2節 道路交通
- 第3節 上下水道
- 第4節 住環境

### 第4章 快適に生活できる まちづくり

- 第1節 循環型社会
- 第2節 環境衛生
- 第3節 公園・緑地
- 第4節 安全なまちづくり
- 第5節 防犯・交通安全

### 第5章 活力湧き出る産業 振興のまちづくり

- 第1節 農業
- 第2節 商業
- 第3節 工業
- 第4節 観光

### 第6章 効率的な計画推進を めざしたまちづくり

- 第1節 住民参加
- 第2節 行財政運営
- 第3節 広域行政
- 第4節 高度情報化社会

**第1部 序論**

<b>第1章 総合計画の策定にあたって</b> .....	14
第1節 計画策定の趣旨 .....	14
第2節 計画の役割 .....	15
第3節 計画の名称 .....	15
第4節 計画の構成と目標年次 .....	16
1. 基本構想 .....	16
2. 基本計画 .....	16
<b>第2章 田原本町の概要</b> .....	18
第1節 位置・自然 .....	18
第2節 人口・世帯の状況 .....	18
1. 総人口の推移 .....	18
2. 年齢3区分別人口の推移 .....	18
3. 世帯数の推移 .....	19
第3節 産業別就業人口の推移 .....	19
<b>第3章 まちづくりを取り巻く背景</b> .....	20
第1節 人口の予測 .....	20
第2節 アンケート調査の状況 .....	21
1. まちの住みごちについて .....	22
2. いま一番大切に思うことについて .....	23
3. 田原本町の将来像について .....	24
4. 将来像実現のための取り組みについて .....	25
5. 計画策定にあたり、事業を推進していく上での留意点について .....	26
第3節 社会経済環境の動向 .....	27
1. 少子・高齢化と人口減少の進行 .....	27
2. 自然環境問題の深刻化 .....	27
3. 産業構造の変革と技術革新 .....	27
4. グローバル化の進展 .....	28
5. 地方分権の推進 .....	28
6. 危機管理の推進 .....	29
第4節 まちづくりの主な課題 .....	30
1. 少子・高齢化への対応 .....	30
2. 安全・安心な住環境整備 .....	30
3. 魅力的な都市環境の向上 .....	30
4. 都市拠点の創造とネットワーク化の推進 .....	31
5. 環境保全への取り組み .....	32
6. 住民主体のまちづくりへの取り組み .....	32

## 第2部 基本構想

第1章	まちづくりの基本方針	34
第1節	まちづくりの基本理念	34
第2節	まちの将来像	34
第3節	まちの将来フレーム	35
1.	人口フレーム	35
2.	土地利用フレーム	35
第2章	まちづくりの基本施策	37
第1節	共に幸せを感じられるまちづくり	38
1.	地域福祉	38
2.	児童福祉	38
3.	高齢者福祉	38
4.	障害者福祉	38
5.	保健・医療	38
6.	生活福祉	38
第2節	人が生きいきと輝くまなびのまちづくり	39
1.	学校教育	39
2.	生涯学習	39
3.	スポーツ・レクリエーション活動	40
4.	歴史的文化	40
5.	人権の尊重	40
第3節	都市基盤が充実したまちづくり	41
1.	市街地整備	41
2.	道路交通	41
3.	上下水道	42
4.	住環境	42
第4節	快適に生活できるまちづくり	43
1.	循環型社会	43
2.	環境衛生	43
3.	公園・緑地	44
4.	安全なまちづくり	44
5.	防犯・交通安全	44
第5節	活力湧き出る産業振興のまちづくり	45
1.	農業	45
2.	商業	45
3.	工業	46
4.	観光	46
第6節	効率的な計画推進をめざしたまちづくり	47
1.	住民参加	47
2.	行財政運営	47
3.	広域行政	48
4.	高度情報化社会	48

**第3部 基本計画**

<b>第1章 共に幸せを感じられるまちづくり</b> .....	50
第1節 地域福祉 .....	50
第2節 児童福祉 .....	52
第3節 高齢者福祉 .....	55
第4節 障害者福祉 .....	60
第5節 保健・医療 .....	62
第6節 生活福祉 .....	66
<b>第2章 人が生きいきと輝くまなびのまちづくり</b> .....	68
第1節 学校教育 .....	68
第2節 生涯学習 .....	72
第3節 スポーツ・レクリエーション活動 .....	76
第4節 歴史的文化 .....	78
第5節 人権の尊重 .....	82
<b>第3章 都市基盤が充実したまちづくり</b> .....	84
第1節 市街地整備 .....	84
第2節 道路交通 .....	88
第3節 上下水道 .....	90
第4節 住環境 .....	94
<b>第4章 快適に生活できるまちづくり</b> .....	96
第1節 循環型社会 .....	96
第2節 環境衛生 .....	99
第3節 公園・緑地 .....	102
第4節 安全なまちづくり .....	106
第5節 防犯・交通安全 .....	110
<b>第5章 活力湧き出る産業振興のまちづくり</b> .....	114
第1節 農業 .....	114
第2節 商業 .....	118
第3節 工業 .....	120
第4節 観光 .....	122
<b>第6章 効率的な計画推進をめざしたまちづくり</b> .....	124
第1節 住民参加 .....	124
第2節 行財政運営 .....	127
第3節 広域行政 .....	130
第4節 高度情報化社会 .....	131

## 第4部 資料編

第3次総合計画策定経過	134
田原本町基本構想審議会委員	135
諮問書	136
答申書	137
田原本町基本構想審議会条例	138





第 *1* 部 序 論

# 第1章 総合計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

昭和58年3月に、目標年次を昭和70年とした「第1次総合計画」は、平成7年から「第2次総合計画」へと引き継ぎました。

「第1次総合計画」「第2次総合計画」とも、

### 「豊かな自然と歴史がいきづく田園文化都市」

を総合計画の目標とし、まちづくりを推進してきました。

この間、わが国をめぐる社会情勢や地方の役割は大きく変化し、新しい時代に対応していくためのまちづくりの指針が求められています。

こうした背景をふまえ、今後10年間におけるまちづくりの目標と方向性を示すため、今回、新たな総合計画を策定するものです。



## 第2節 計画の役割

この計画は、行政の各分野における計画や方針を統括する計画として、本町のめざすべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするものであり、今後の町政運営の基本指針となるものです。

また、住民や団体、企業にとっては共通の目標として、町政に対する理解、協力と積極的な参加を期待するものです。

さらに、国や県に対しては、計画の実現に向けての支援と協力を要請するものです。

## 第3節 計画の名称

本計画の名称は「田原本町第3次総合計画」とし、次代への礎を築く計画と位置づけます。

また、本計画の愛称を

### 「自然と歴史・文化によるまちづくりプラン」

とし、住民にも親しみやすい計画とします。



## 第4節 計画の構成と目標年次

この計画は「基本構想」「基本計画」により構成します。

### 1. 基本構想

基本構想は、本町の将来像及び主要施策を明らかにし、その実現のために必要な考えを示します。

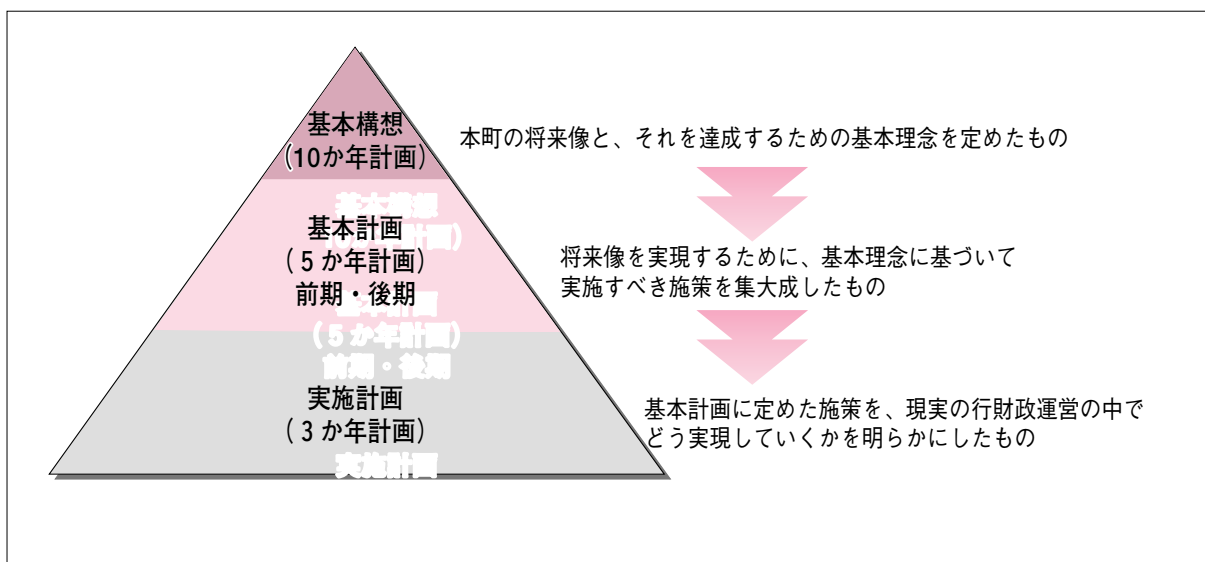
計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

### 2. 基本計画

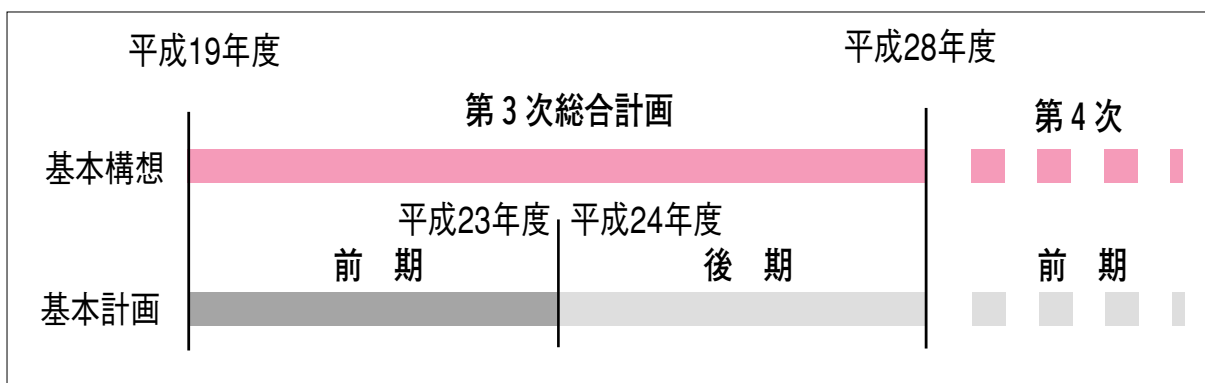
基本計画は、基本構想で示した基本施策の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策を体系的かつ具体的に示すものです。

計画期間は、前期基本計画を平成19年度から平成23年度まで、後期基本計画を平成24年度から平成28年度までとします。

■計画の体系



■計画の時間軸



## 第2章 田原本町の概要

### 第1節 位置・自然

本町は、奈良盆地の中央部に位置し、東西約5.8キロメートル、南北6.1キロメートル、総面積は21.10平方キロメートル、北部は三宅町、北東部は天理市、南部は橿原市、東南部は桜井市、西部は広陵町に隣接しています。

町の東部を大和川、中央部を寺川、西部を飛鳥川、曾我川がそれぞれ北流し、これらの河川にはさまれた平坦地として形成され、豊かな自然環境が広がっています。

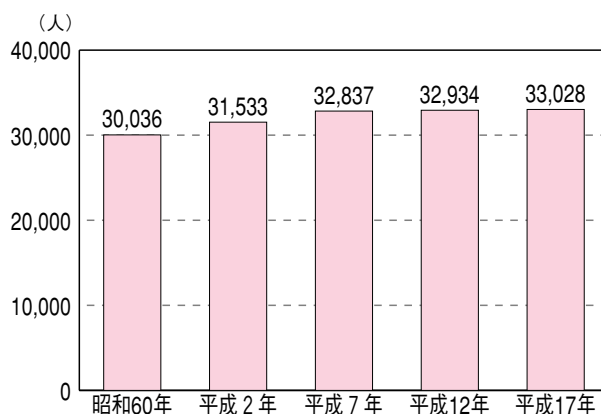
周りを山に囲まれ、夏は暑く、冬は寒い典型的な盆地型気候となっています。

### 第2節 人口・世帯の状況

#### 1. 総人口の推移

本町の総人口の推移は、昭和60年の30,036人から平成7年には32,837人、平成17年には33,028人となり、昭和60年から平成7年の10年間で2,801人の大幅な増加がみられました。

平成7年以降は微増となっています。

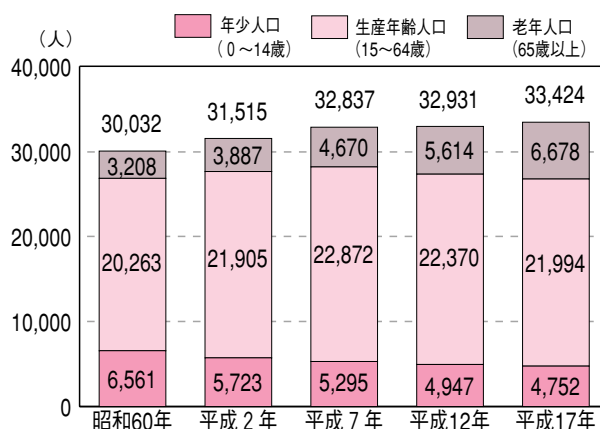


資料：国勢調査（平成17年のみ速報値）

#### 2. 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成17年には4,752人となり、10年前の平成7年と比較すると、543人減少しています。

一方、老年人口は年々増加傾向にあり、平成17年には6,678人となり、10年前の平成7年と比較すると、2,008人増加しており、本町においても少子・高齢化が進んでいます。

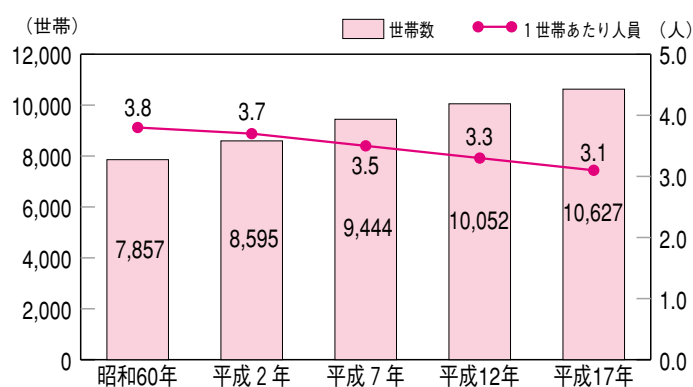


資料：国勢調査、平成17年のみ住民基本台帳（10月1日現在）  
※「年齢3区分別人口の推移」のグラフには年齢不詳分を含んでいません。

### 3. 世帯数の推移

世帯数の推移をみると年々増加傾向にあり、平成17年には10,627世帯となっています。

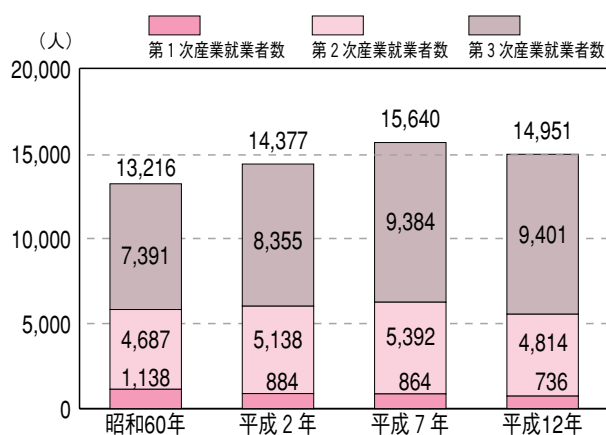
一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成17年では3.1人と核家族化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査（平成17年のみ速報値）

### 第3節 産業別就業人口の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、いずれの年も第3次産業が最も多くなっており、年々増加傾向にあります。また、第1次産業については、昭和60年以降減少傾向となっています。



資料：国勢調査



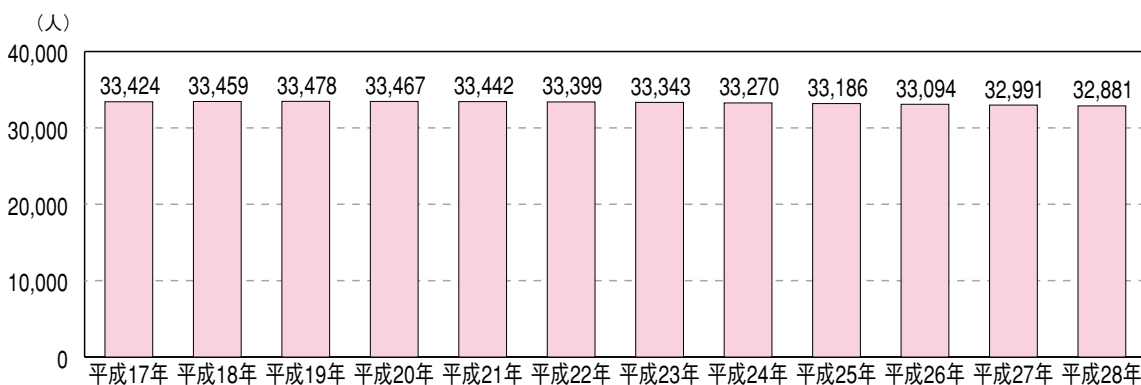
# 第3章 まちづくりを取り巻く背景

## 第1節 人口の予測

住民基本台帳からセンサス変化率法により推計を行うと、本町の総人口は、平成17年から平成19年まで微増を続け、平成20年からゆるやかに下降しますが、平成26年まで33,000人規模で推移し、計画の目標年次である平成28年には、32,881人になると予測されます。

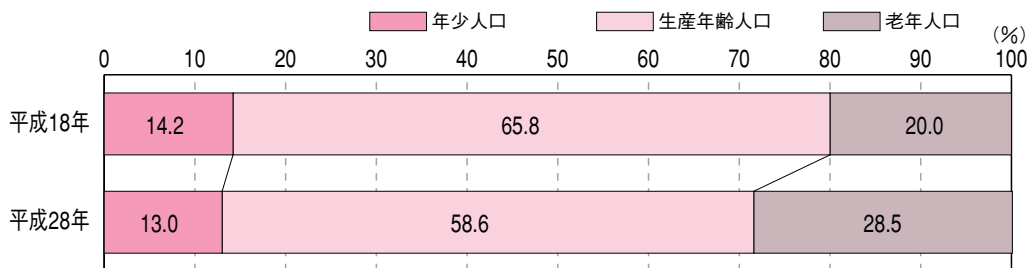
また、年齢3区分別人口の割合を平成18年と平成28年で比較すると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、老年人口の割合は増加していることが顕著にみられます。

### ■将来推計人口



※平成13年から平成17年住民基本台帳（10月1日現在）をもとに、センサス変化率法によって算出。  
※センサス変化率法は、コーホート法の一つで、時間的変化の中に、出生、転出・転入、死亡が含まれている推計方法。  
【コーホート法：一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的変化（5年後や1年後の人口の変化）を、将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法。今回の人口推計では、平成13年から平成17年住民基本台帳（10月1日現在）をもとに、1歳別に推計。】

### ■年齢3区分別人口割合の推計



## 第2節 アンケート調査の状況

総合計画の策定にあたり、平成17年9月に、町内在住の満16歳以上の男女の方に田原本町が進むべき方向、住民の満足度などを把握するために「町民の皆さまとともに考え、ともに進めるまちづくりアンケート調査」を行いました。この結果から、主な分野における住民意識の動向をまとめました。

### ■調査方法

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 調査地域  | : 田原本町全域                            |
| (2) 調査対象者 | : 町内在住の満16歳以上の男女                    |
| (3) 標本数   | : 2,000人                            |
| (4) 抽出法   | : 住民基本台帳より無作為に抽出                    |
| (5) 調査期間  | : 平成17年9月9日（金）～9月26日（月）             |
| (6) 調査方法  | : 調査票による本人記入方式<br>郵送配布・郵送回収による郵送調査法 |

### ■回収結果

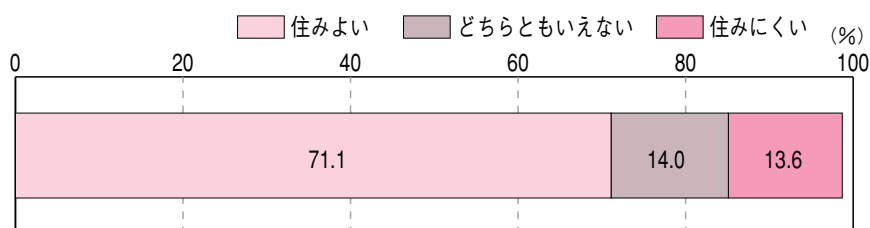
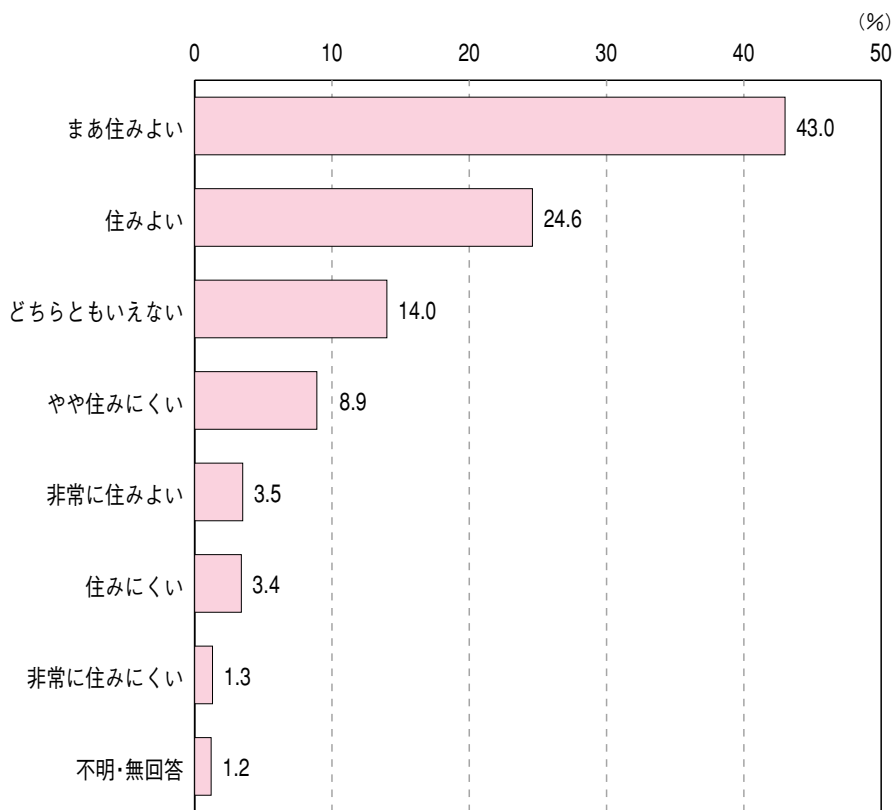
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| (1) 標本数 | 2,000人          |
| (2) 回収数 | 976人（回収率：48.8%） |

※集計結果はすべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがあります。  
※複数回答の設問の場合、集計結果の合計が100.0%を超えます。



## 1. まちの住みごころについて

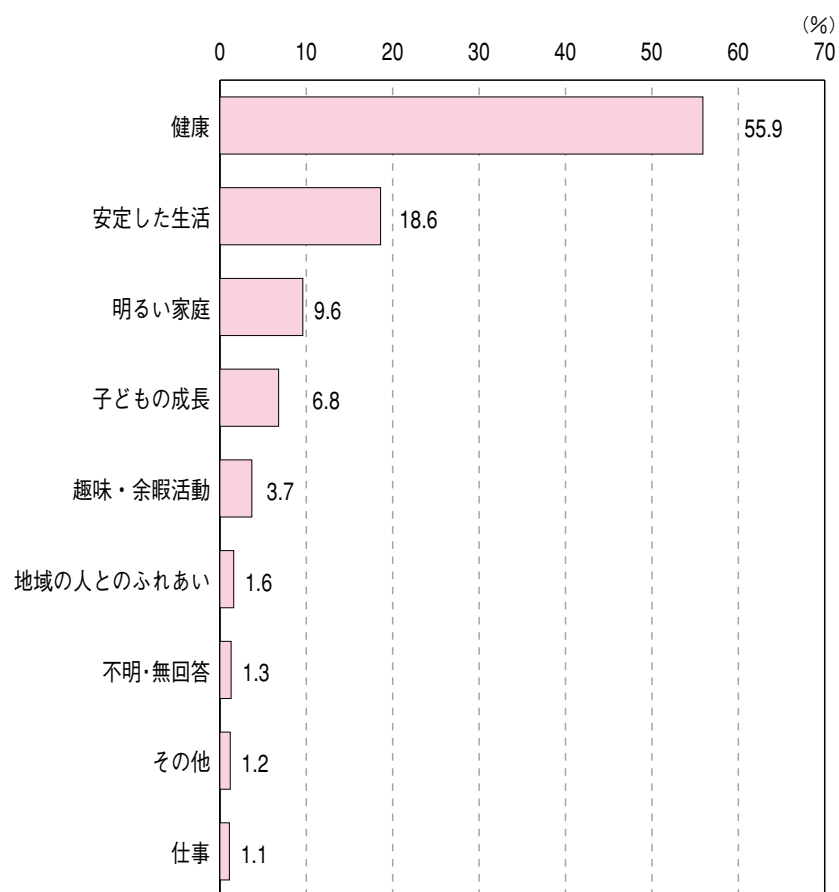
まちの住みごころについてたずねたところ、「まあ住みよい」が最も高く43.0%となっています。次いで、「住みよい」が24.6%、「どちらともいえない」が14.0%となっています。また、「非常に住みよい」「住みよい」「まあ住みよい」をあわせた『住みよい』は71.1%となったのに対し、「やや住みにくい」「住みにくい」「非常に住みにくい」をあわせた『住みにくい』は13.6%となり、『住みよい』が『住みにくい』「どちらともいえない」を大きく上回っています。





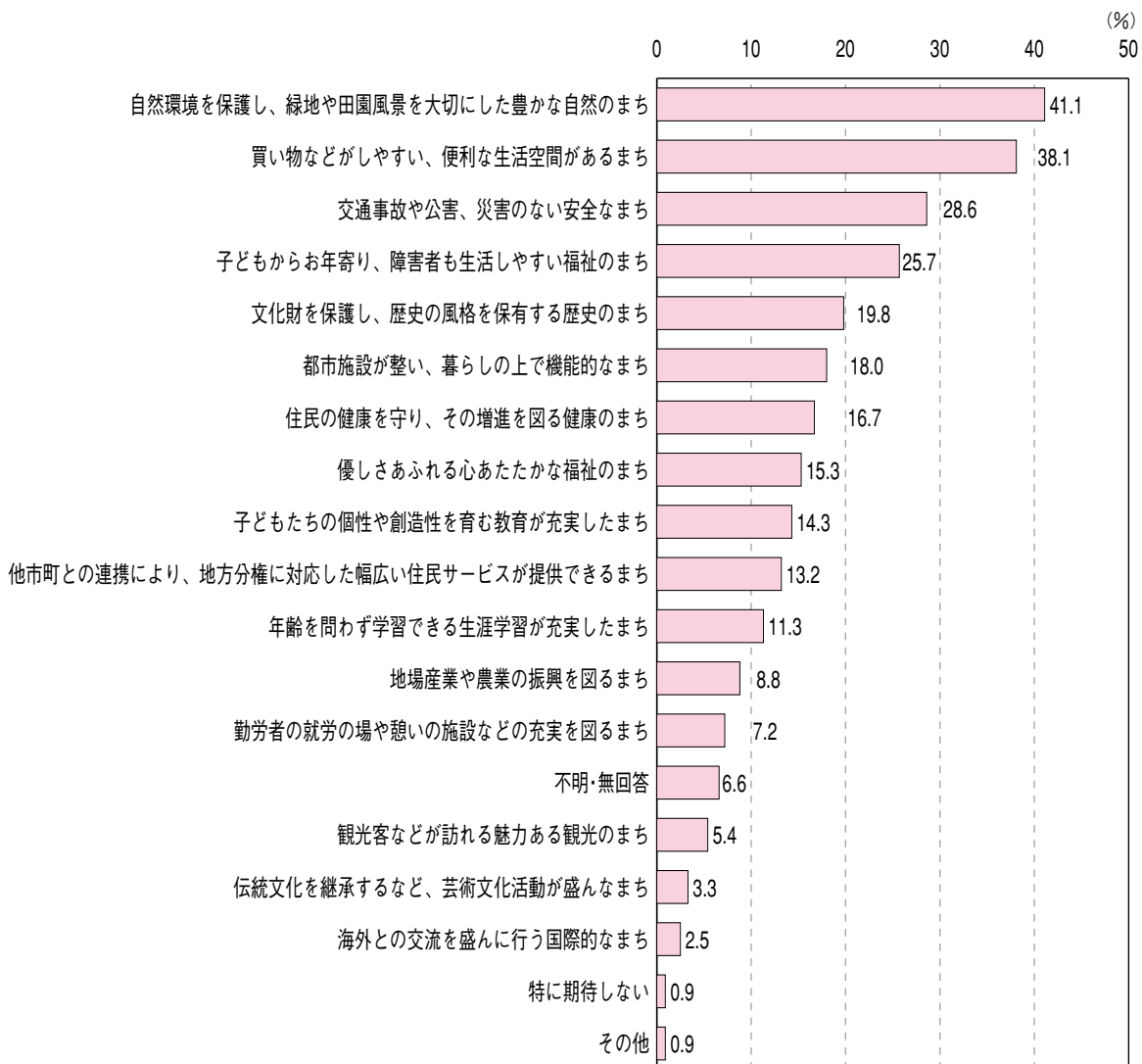
## 2. いま一番大切に思うことについて

いま、一番大切に思うことについてたずねたところ、「健康」が最も高く55.9%と半数を占めています。次いで「安定した生活」が18.6%、「明るい家庭」が9.6%、「子どもの成長」が6.8%となっています。



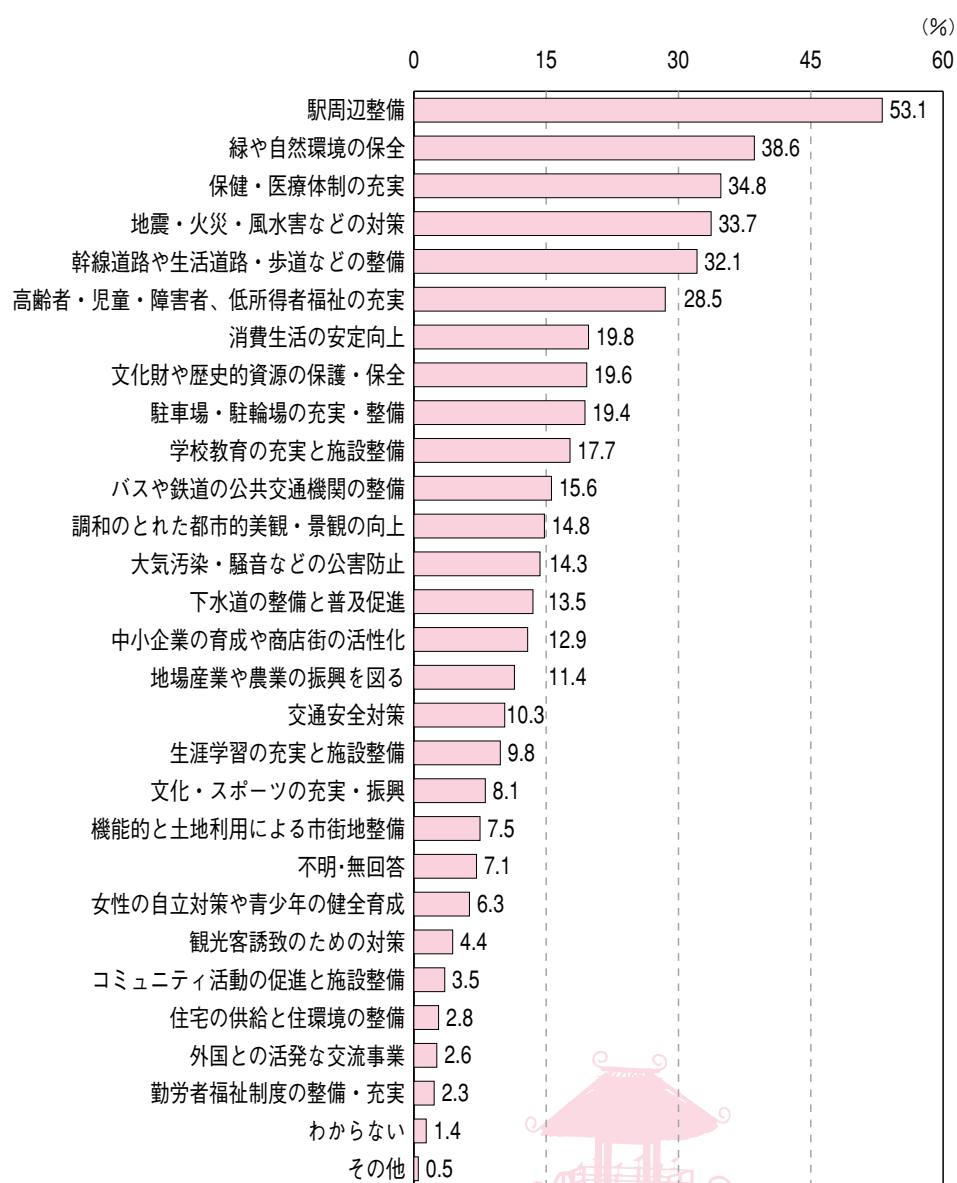
### 3. 田原本町の将来像について

田原本町が将来どのようなまちになることを期待するかたずねたところ、「自然環境を保護し、緑地や田園風景を大切にしたい豊かな自然のまち」が最も高く41.1%となっています。次いで、「買い物などがしやすい、便利な生活空間があるまち」が38.1%、「交通事故や公害、災害のない安全なまち」が28.6%となっています。



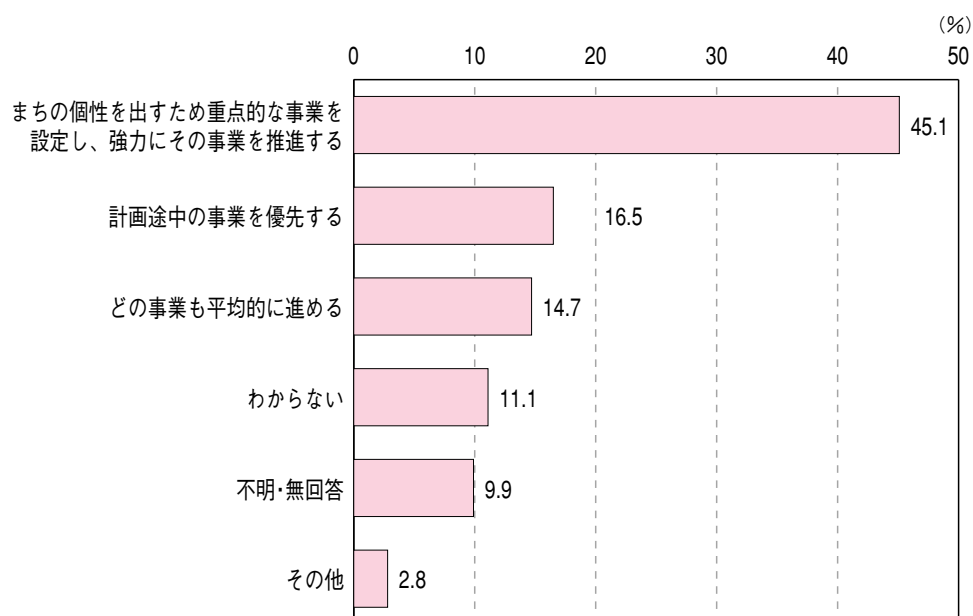
#### 4. 将来像実現のための取り組みについて

田原本町の将来像の実現のため、まちづくりの取り組みとして何に重点を置いて実施していくべきかたずねたところ、「駅周辺整備」が最も高く53.1%となっています。次いで、「緑や自然環境の保全」が38.6%、「保健・医療体制の充実」が34.8%、「地震・火災・風水害などの対策」が33.7%となっています。



## 5. 計画策定にあたり、事業を推進していく上での留意点について

新たな計画の策定にあたり、事業を進めていく上で、どのような点に留意すべきかたずねたところ、「まちの個性を出すため重点的な事業を設定し、強力にその事業を推進する」が最も高く45.1%となっています。次いで、「計画途中の事業を優先する」が16.5%、「どの事業も平均的に進める」が14.7%となっています。



## 第3節 社会経済環境の動向

### 1. 少子・高齢化と人口減少の進行

わが国は、少子化の流れとともに世界にも例をみないスピードで高齢化が進行しています。また、平成17年には総人口がはじめて「自然減」となり、予想を上回る早さで人口減少社会が到来しています。

こうした人口構造の変化は、年金や医療といった社会保障の分野のみならず、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などのさまざまな分野において大きな影響を与えることとなります。このため、高齢者の社会参加や生きがいつくり、介護予防対策の推進をはじめ、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを地域ぐるみで進めるなど、すべての人が安心して暮らしていくことができる福祉の充実、ユニバーサルデザインの視点も取り入れた生活環境の充実が求められています。

#### ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など、人々がつさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

### 2. 自然環境問題の深刻化

地球の温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、フロンガスによるオゾン層の破壊、乱開発による熱帯雨林の急速な減少など、国境を越えた地球規模での環境破壊が世界各地で顕在化しています。

こうした環境問題に対応していくためには、国際的な取り組みに加え、地域社会における一人ひとりの意識改革が求められており、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の取り組みの強化やエネルギーの効率的利用などを進め、持続可能な循環型社会の形成を図っていくことが求められています。

### 3. 産業構造の変革と技術革新

I T（情報通信技術）の進歩などをはじめとする技術革新は、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅に在ながらのショッピングや在宅勤務の拡大など、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えました。

このように、地域社会における情報基盤の整備が住民生活に欠かせないものとなってきており、将来訪れるインターネット社会に対応しうる基盤整備と活用が求められています。

#### 4. グローバル化の進展

交通・通信網の発達により、人・もの・情報の交流が活発化し、日常生活圏や経済圏は拡大しており、広域的な地域間の交流と連携がますます重要となっています。

また、国際化が急速に進展し、経済の本格的なグローバル化とボーダレス化が進行しており、外国人就労者が増加するなど、国際化が地域社会の隅々まで浸透し、国際交流の内容が変化してきています。

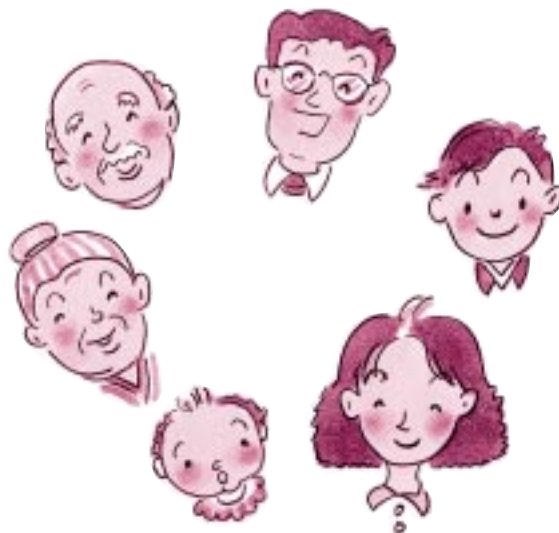
交流と連携の主体は住民であり、住民一人ひとりが心かよう地域間交流や国際交流を進め、連携して地域の活性化に努めていく必要があります。

#### 5. 地方分権の推進

国と地方との役割分担の見直しや権限の移譲といった地方分権の推進により、国と地方との関係は、これまでの上下・主従から対等・協力へと転換が図られています。

また、国が進めている三位一体の改革により、地方の財政構造は大きく変化しようとしており、簡素で効率的な組織体制の整備や職員の資質向上など行財政基盤を強化する必要があります。

こうした中、地域の実情や住民のニーズを的確に反映させた行政運営を推進していくには、住民参画のもとで地域特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、行政改革による新たな行政運営システムの構築や広域的な連携による財政の効率化などをより一層推進していく必要があります。



## 6. 危機管理の推進

近年、世界的な規模で地震や豪雨、テロといった多くの自然・人為的災害が発生しており、わが国においても今世紀の前半には、東南海・南海地震の発生する確率が高く、多くの地域において甚大な被害がもたらされると予測されています。平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、この教訓を活かしたまちづくりがさまざまな地域で進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。

このため、危機管理体制の充実強化と危機管理意識の醸成を図っていくとともに、住民と行政が連携・協働して、防災対策をはじめ、防犯や治安の維持、良化に努め、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。



## 第4節 まちづくりの主な課題

### 1. 少子・高齢化への対応

本町においても高齢化は着実に進展しており、今後、高齢化のスピードは一段と速まるものと予想されます。このような状況の中で、介護を要する人のさらなる増加が見込まれ、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供や人材の育成などに加え、高齢者の生きがいづくりなど、誰もが安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。

また、少子化が進行し、子どもたち同士の遊びやふれあいが少なくなる中、子どもの社会性を育むとともに、安心して子どもを生み育てられる環境や条件を整えていくことが課題となっています。

### 2. 安全・安心な住環境整備

住民の定住志向を高めるには、安全で安心できる快適な住環境の整備が継続的な課題としてあげられます。

今後大規模災害の発生を見据えたまちづくりが課題となっているとともに、身近なところでは、急速に進行する高齢化等に対応したバリアフリーのまちづくり、犯罪などから住民生活の安全を確保する対策も重要な課題となっています。

このため、あらゆる自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、住民・企業・行政が一体となって総合的な地域防災体制を構築するとともに、住民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

### 3. 魅力的な都市環境の向上

まちの魅力は、そこに住む人々が誇りと愛着をもって生きいきと暮らしている姿そのものにあり、このような生活者一人ひとりの個性や意欲が十分に活かせるまちづくりが重要です。

このため、本町のもつ自然的、歴史・文化的風土を活かして、生活や産業と自然の調和したまちのイメージを明確にし、安全性と親しみのもてる都市環境を形成することが必要となっています。



#### 4. 都市拠点の創造とネットワーク化の推進

本町はこれまで、都市基盤の整備を計画的に推進してきましたが、社会の成熟化や価値観の多様化が進む中では、利便性・快適性の確保に加え、住む人や訪れる人を魅了する個性的なまちづくりが求められています。

そのため、現在計画が進められている京奈和自動車道田原本インターチェンジ周辺地区に、地域特性を活かした都市整備の推進を図ることにより、新しい都市の拠点づくりを進める必要があります。また一方では、古くから市街地が形成されている地区や田原本駅前周辺整備をはじめとする既成市街地の利便性向上を推進するなど、住民にとって魅力や誇りとなるような都市の顔づくりを進めることが重要です。

また、これら都市拠点間の有機的な連携を図るため、幹線道路整備の充実を図り、町内の各地域拠点や周辺市町とのネットワーク化を推進することが必要となっています。



## 5. 環境保全への取り組み

近年、住民の環境に対する関心がますます高まりをみせています。本町は自然環境に恵まれたまちですが、人々の暮らしはこの美しい自然に対して、住民一人ひとりが家庭や職場、地域において自然環境に配慮したまちづくりを行い、リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していく必要があります。



## 6. 住民主体のまちづくりへの取り組み

住民が誇りと愛着をもって住み続けることのできる地域社会を形成するには、住民の手による、住民による、住民のためのまちづくりを進めていくことがますます必要となってきています。

現在、本町においては、住民活動はまだまだ活発化には至っていません。このため、今後住民が参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりが重要となります。

さらに、教育分野や生涯学習、スポーツ事業などに人材を活かしていくとともに、まちづくりをリードする人材の育成に一層努める必要があります。

# 第2部 基本構想

# 第1章 まちづくりの基本方針

## 第1節 まちづくりの基本理念

前回の第2次総合計画では「豊かな自然と歴史がいきづく田園文化都市」をまちづくりの目標に掲げ、施策を推進してきました。今後もこれまでの施策を継承しながら、豊かな自然を活かし、さらなるまちの発展と魅力を高めていくまちづくりが必要となります。

本町は豊かな自然環境、歴史・文化に恵まれたまちです。今後のまちの発展に向けて、この自然環境や歴史・文化を今後も守り育てるとともに、少子・高齢化社会に対応した諸施策をはじめ、本町のこれまでの都市整備をふまえ「田原本らしい」まちづくりを行います。

また、今後は住民の積極的なまちづくりへの参加・参画を促進するとともに、その機会・条件整備に努めます。さらに、田原本駅前周辺整備、京奈和自動車道の開通による広域交通網の発展により、内外に本町の魅力を発信し、人・もの・情報がまちの中を行き交う活力あるまちづくりをめざします。

本町にいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるよう、豊かな自然環境の恵みと広域交通網の整備による充実した都市機能を活かしたまちづくりを進め、田原本独自の文化を育んでいきます。

## 第2節 まちの将来像

本町の特性やまちづくりの基本理念をふまえ、まちの将来像を次のとおり定めます。

**自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと**

本町には豊かな自然がつくり出すゆとりのある空間や古から引き継がれる歴史があり、これらの生活基盤のもとで、地域資源を活かした産業が展開されています。

今後、この環境下に田原本駅前周辺整備、広域交通網の整備が進められ、さらに充実した都市機能が加わります。これからもさらにまちへの愛着が湧き、誇りを持ち続けてもらい、あらゆる人がいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるようなまちづくりをめざして将来像を設定しました。

## 第3節 まちの将来フレーム

### 1. 人口フレーム

「第2次総合計画」では、本町の総人口が昭和60年に3万人を突破し、その後も増加傾向が続いていることから、人口増加のエネルギー、土地利用の動向、将来都市像をふまえて、平成17年初頭で40,000人と想定していました。

しかし、全国的に人口が減少傾向にある中、本町においては平成17年10月1日の住民基本台帳では、人口が33,424人となっています。

本計画においても、豊かな自然と都市機能が共生することで、あらゆる人がいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるようなまちづくりをめざします。そして、人口が減少する社会において、京奈和自動車道田原本インターチェンジの設置等により、人々の定住と流入を促進することで、目標年次である平成28年度において、人口35,000人となるまちをめざします。

### 2. 土地利用フレーム

土地は限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤となります。土地利用にあたっては、自然環境の保全に努めながら、地域の特性に合った土地利用を図ります。新しい都市機能拠点づくりなどの長期的な展望のもと、公害の防止、自然環境及び農地、歴史的風土の保全等に万全を期するとともに、計画的な土地利用の促進を図ります。

#### ■地域構造フレームの設定

地域構造フレームの設定にあたっては、町域をその特性に応じて、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ5つの拠点を設定し、自然環境と都市機能、歴史文化が調和したまちづくりを進めます。

#### (1) 都市中枢拠点

中心市街地の機能を高め、「都市中枢拠点」の充実を図るとともに、ここから周辺地域や都市にアクセスする放射状のネットワークを形成します。また、景観に配慮した文化の薫りたつまちづくりを進めつつ、市街地整備と商業機能、交流機能の充実に努めます。

#### (2) 新都市機能拠点

京奈和自動車道の整備によるインパクトを活かし、緑農環境を守りながら、「新都市機能拠点」として、町の中心部と連携し、新たな都市機能の形成を図ります。

### (3) 歴史拠点

良好な自然を保全するとともに、まちのシンボルである「唐古・鍵史跡公園」を「歴史拠点」とし、住民が身近な自然と歴史・文化にふれることのできる良好な環境の整備を図ります。

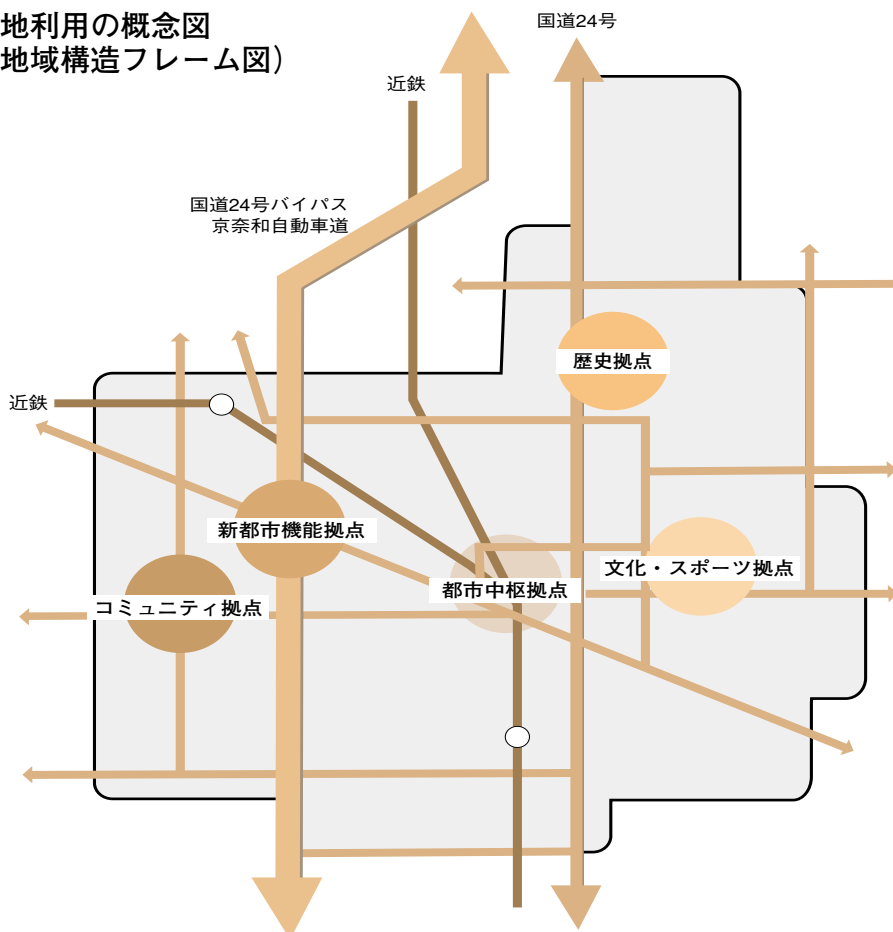
### (4) コミュニティ拠点

暮らしの利便性を高めつつ、健康づくりセンター、老人福祉センター、やすらぎ公園などの「コミュニティ拠点」を中心に、自然とのふれあいや親しみのある田園景観の保全を図り、うるおい豊かな環境の創出に努めます。

### (5) 文化・スポーツ拠点

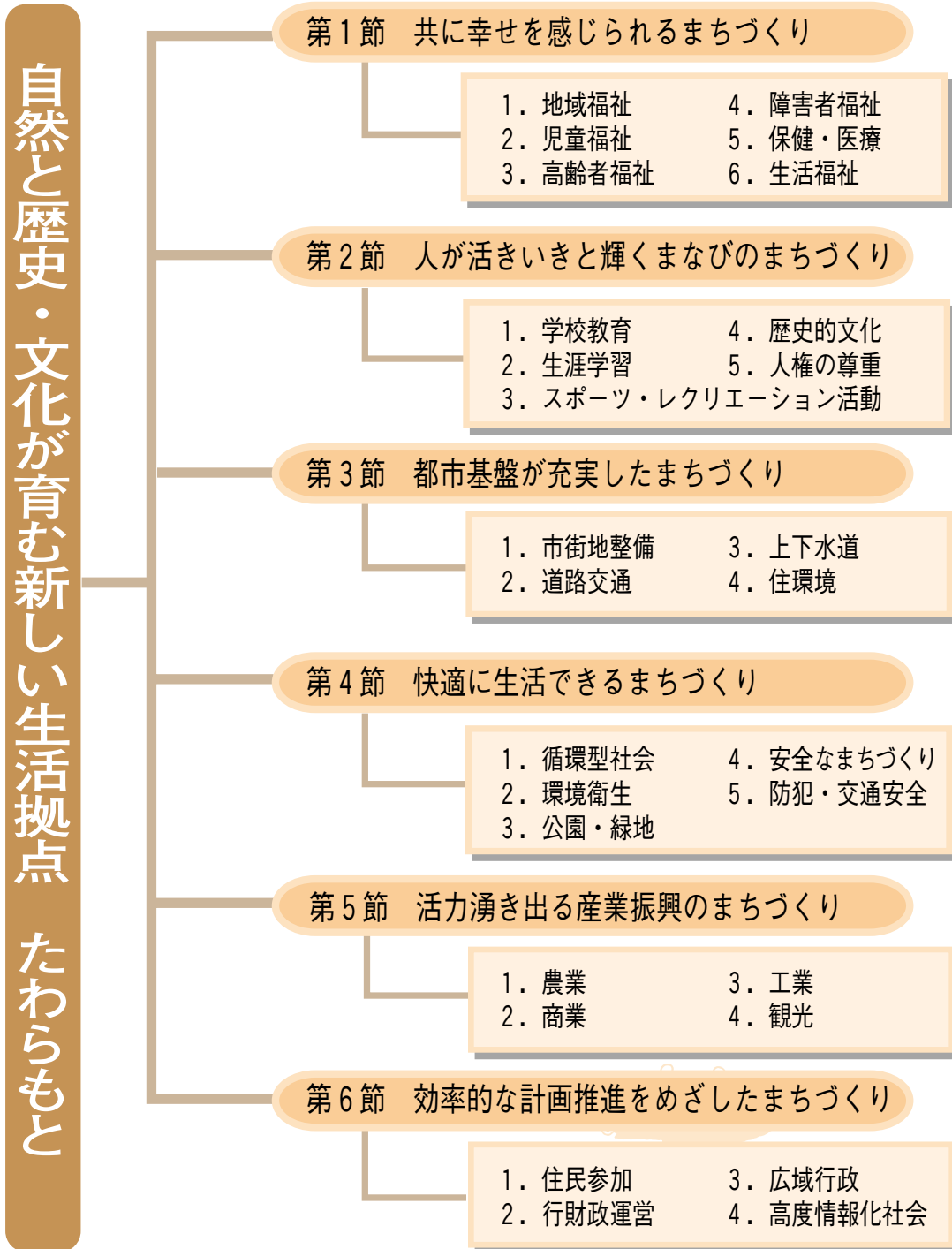
閑静な田園環境をはじめ、初瀬川河川ルート公園や「スポーツ拠点」として中央体育館・健民運動場などを活かし、さまざまな交流を育みます。また、青垣生涯学習センターを活用した「文化の拠点」として位置づけます。

#### ■土地利用の概念図 (地域構造フレーム図)



# 第2章 まちづくりの基本施策

まちづくりの基本理念に基づいた将来像を実現するために、6つの基本施策のもとに、体系的で総合的な施策の推進を図ります。



## 第1節 共に幸せを感じられるまちづくり

住民の主体的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、子どもをはじめ高齢者や障害者がともに安心して暮らせる福祉のまちをめざします。また、すべての住民が生きいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

### 1. 地域福祉

すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、地域社会の一員としてともに支え合うまちづくりを進めるため、地域福祉の推進を図ります。

### 2. 児童福祉

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つために、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進め、子育て支援、保育サービスの充実に努めます。

### 3. 高齢者福祉

健康の保持・増進、介護保険サービスの充実、住環境の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるような社会づくりを進め、また、高齢者がその活力を十分に発揮できる環境の整備に努めます。

### 4. 障害者福祉

障害のある方が住み慣れた地域において生活することができる環境を整備するため、保健・福祉サービス施策の充実を図るとともに、自立と社会参加の促進に努めるなど、総合的かつ体系的な障害者福祉施策の展開を図ります。

### 5. 保健・医療

保健・医療体制の整備を図り、すべての住民が地域で生涯にわたり、安心して暮らすことができるよう、各種健康相談や健康診査内容の充実を図り、保健・医療サービスのさらなる強化に努めます。

### 6. 生活福祉

生涯を通じて、その人らしく、安心して、健やかに充実した生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用、また低所得者に対する相談支援の充実を図ります。



## 第2節 人が生きいきと輝くまなびのまちづくり

住民一人ひとりが個性豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。また、生涯にわたって日常生活の中で楽しむ生活文化としてスポーツ活動を積極的に実施し、地域社会におけるさまざまな活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育みます。さらに、住民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な住民文化を創造します。

### 1. 学校教育

のびのびとした環境の中で確かな学力を身に付けられるよう、指導の充実を図るとともに、新たな時代に適応した教育をはじめ、地域学習、人権教育など総合的な学習の充実を図り、生きる力や創造力、思いやりの心をもった人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。また、心身の健やかな発達を促すため、健康・安全教育の充実を図ります。

### 2. 生涯学習

社会教育をはじめ、家庭教育、学校教育などにおけるすべての分野を生涯学習の一環としてとらえ、学習機会の拡充に努めます。

また、青垣生涯学習センターなど生涯学習拠点施設の活用促進や、既存施設の充実を進めるなど、学習環境の充実を図るとともに、地域における生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めます。

さらに、生涯学習施設と学校教育等との連携を強化するとともに、情報のネットワーク化を推進し、一体的な生涯学習推進体制を整備します。



### 3. スポーツ・レクリエーション活動

住民の健康や体力づくりへの関心の高まりに対応し、多様な参加機会の提供に努めながらスポーツやレクリエーション活動の振興を図ります。

また、スポーツ活動を通じ、地域におけるさまざまな交流と連携を創出していくため、団体や指導者の育成・支援を推進するとともに施設の利用促進を図ります。

### 4. 歴史的文化

本町の歴史と風土に育まれてきた文化財については、住民全体の共通の財産として、次代に引き継ぐための保護と継承に努めます。

また、多彩で個性ある歴史的文化の創造を図るため、これら歴史的な文化遺産を保存継承し、将来のまちづくりの基礎にしていく必要があります。

### 5. 人権の尊重

一人ひとりの基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現を図るため、住民の生活に関わるさまざまな分野で人権に関する施策のあり方について検討を深め、これらを体系化した人権教育の充実に努めます。

また、あらゆる機会や場を通して人権教育・人権啓発の充実に努め、住民の間での自主的な人権思想の学習と普及を推進します。



### 第3節 都市基盤が充実したまちづくり

総合的な都市基盤を推進し、利便性と安全性に優れた、魅力のあるまちをめざします。また、各拠点や近隣市町とのネットワーク化を進める道路や上下水道網の充実を図ります。さらに、総合的、計画的な土地利用の推進に努め、田原本駅前周辺整備など地域の個性を活かした市街地整備による多様な「拠点」の形成を図ります。

#### 1. 市街地整備

長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、健全な都市の発展をめざすため、都市計画マスタープランを策定し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した総合的で秩序ある市街地整備及び土地利用の推進を図ります。

#### 2. 道路交通

広域圏との連携を強化し、圏域内の一体性と循環性を高めるための広域幹線道路網やこれらを補完し、町内交通の骨格となる町内幹線道路網の有機的な連携を図り、都市間及び地域間交流を促す基盤整備の推進に努めます。また、住民の生活に密着し、コミュニティを育む道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努め、快適で安全な道路環境の形成を図ります。



### 3. 上下水道

安全な水を安定して供給し、暮らしを支える上水道の充実を図るため、水道施設の整備を図り、災害時にも安定した給水ができる体制を整えます。また、水の有効利用と水質保全に向け、水質管理体制の充実に努めます。

また、美しい水環境を創出し、住民がより快適に生活できるよう、公共下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。また、積極的に下水道への接続の推進により水洗化を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努め、事業の効率的な運営を図ります。

### 4. 住環境

住民が親しみやゆとりを感じ、誇りがもてるよう、地域の景観や生態系に配慮した良好な居住環境づくりを推進するとともに、多様な住宅需要の動向を把握しながら、住民のニーズに応じた良質な宅地の供給を促進します。



## 第4節 快適に生活できるまちづくり

すべての住民が安心して生きいきと暮らすことができるよう、人にやさしいまちづくりを進めるため、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努め、やすらぎのある空間を創出します。さらに、環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境の時代にふさわしいまちをめざします。

また、住民・企業・行政が一体となって総合的な防災体制を構築するとともに、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進します。

### 1. 循環型社会

地球温暖化やごみの問題などさまざまな環境問題に対して、限りある資源をできるだけ長く、繰り返し無駄なく使うため、大量生産・大量流通、そして大量消費・大量廃棄という地球環境へのさまざまな負荷を見直さなければなりません。

そのため、住民一人ひとりが省資源・省エネルギー、環境保全やごみの減量化などについて考え、実践し、協力しあうまちづくりを行います。

### 2. 環境衛生

田原本町の美しい自然や豊かな歴史・文化に抱かれながら、住民が快適に生活できるよう、廃棄物問題や騒音、生活排水などの公害に対して、積極的な取り組みを推進します。また、し尿処理についても処理体制の維持を努めます。



### 3. 公園・緑地

公園・緑地は、生活にやすらぎやうるおいを与え、住民にとって憩いの場となります。今後は本町の整備された各種公園などの利用促進を進めるとともに、緑地や広場を活用したネットワークづくりを行います。



### 4. 安全なまちづくり

住民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害を予防するための事業や啓発を推進するとともに、総合的な防災体制を充実し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の整備を進めます。

また、自主防災組織の育成強化や防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚を図ります。

### 5. 防犯・交通安全

警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。また、さまざまな機会を通じて住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童、生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、交通事故から住民を守るため、交通安全施設の整備や事故の未然防止対策に努め、良好な交通環境の整備に努めるとともに、住民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

## 第5節 活力湧き出る産業振興のまちづくり

地域特性を活かした農業の振興や高度技術の導入、高速交通網の整備による物流環境の充実に対応した工業基盤の整備を図るなど、多様な面からの産業支援に努めます。

また、地域の自然資源や歴史・文化資源を活かした商業基盤の整備と観光資源の開発を進め、活力とにぎわいのある豊かなまちをめざします。さらに、企業誘致に対する本町のPR活動にも今後取り組みます。

### 1. 農業

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と地域営農組織の育成・強化を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用を図り、経営を支える生産基盤の整備を推進します。

また、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売体制の整備などにより、都市近郊型農業の振興を図ります。

さらに、住民とふれあう農業を推進し、市民農園の促進など、都市住民のニーズに対応した多彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。

### 2. 商業

消費者ニーズの多様化や経済構造の変化、高度情報化に対応できるよう、駅前周辺整備とあわせて商業基盤を整備し、中心市街地の活性化などを進めます。

また、広域から集客する個性的な店づくりを支援するとともに、特徴あるハイテク工業、伝統工芸、観光など幅広い分野との連携を含めたアンテナショップの設置や商店街の活性化等を図ります。



### 3. 工業

高速交通網の整備による物流環境の充実を活かし、既存企業の経営基盤の強化を促進するとともに、地域資源を活かした新しい特産物加工の研究・開発などによる新しい産業づくりを支援します。

さらに、情報ネットワークなどの環境整備や町内外に本町の魅力を積極的にアピールすることにより、優良企業の誘致を進めます。

### 4. 観光

多様な観光ニーズに対応するため、本町の恵まれた自然資源や歴史・文化資源の活用を図るとともに、広域連携による観光資源の活用や情報発信機能の充実、受け入れ体制の整備を進めます。

また、高速交通網の整備による観光客の増加を見込み、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催、多様な媒体を活用した観光情報の集積と発信などに努め、地域のイメージアップと集客力の向上を図ります。





## 第6節 効率的な計画推進をめざしたまちづくり

住民の主体的な活動がこれからのまちづくりの重要な役割を果たすことから、住民による社会的活動やまちづくりへの意識が喚起され、まちへの愛着と自治意識の高揚につながる施策の展開を図ります。

また、新たな転換期を迎えたこれからのまちづくりにとって、住民によるまちづくり活動と行政の効率的で計画的な行財政運営の双方が協働し、まちの将来像が実現できる施策を実施します。

### 1. 住民参加

まちづくりは、住民と行政のパートナーシップが基本となります。住民の声や願いを大切にし、住民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、町政への住民参加機会の拡大、広聴・広報活動の充実に努めます。

また、NPO活動やボランティア活動を促進するとともに、活動に携わる団体、個人の育成・支援に取り組みます。

### 2. 行財政運営

職員の資質の向上や時流に対応した柔軟な体制づくりなど、士気の高い機動的な組織の構築に取り組み、行政機能の強化を図ります。

また、住民の視点に立った行政評価などの仕組みづくりを進め、明確な目標に基づき、サービスの効率と効果をふまえた合理的かつ計画的な行政運営を推進します。さらに、個人情報保護に十分配慮しながら、電子自治体などへの取り組みを推進し、業務の一層の効率化を図ります。

一方、厳しい財政状況の中では、新たな財政需要に対処していくため、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抜本的な見直しを図りながら、長期的な見通しに基づいた安定的な財政運営に努めます。

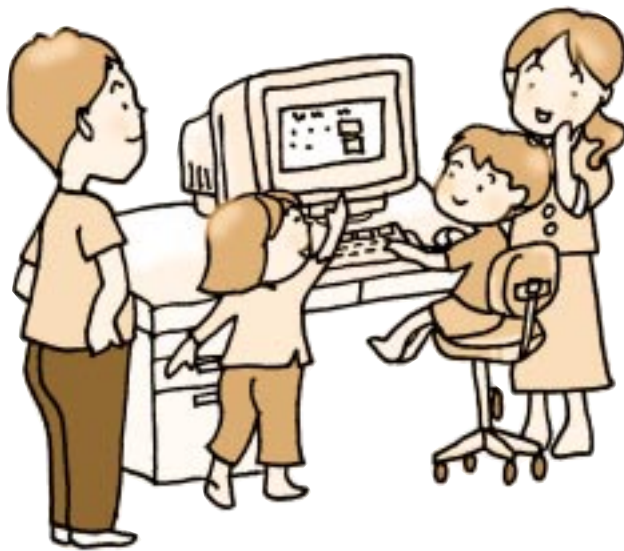


### 3. 広域行政

生活や活動範囲の拡大により多様化・高度化する住民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、近隣市町との連携を強化し、共同で広域的な課題に取り組む体制の充実に努めます。

### 4. 高度情報化社会

高度な情報化は住民生活において、福祉の向上、行政サービスの向上、地域全体の活性化につながります。そのため、情報通信基盤・情報環境の整備を推進し、高度情報化社会に対応する施策の展開に努めます。



# 第3部 基本計画

# 第1章 共に幸せを感じられるまちづくり

## 第1節 地域福祉

### 現状と課題

本格的な少子・高齢社会を迎え、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、高齢者福祉をはじめとして、地域における福祉のあり方が問われています。

国においては、「措置制度」から「契約による利用制度」への転換を柱として、社会福祉事業法などの改正や介護保険制度の導入が図られ、医療保険制度や公的年金制度の抜本的な改革も進められています。

本町では、高齢者、障害者、児童の分野ごとに計画を策定し、地域住民の生活に密着した保健福祉サービスの提供に努める一方で、地域においては、自治会などでの福祉活動が活発になってきています。

今後とも、家庭、地域、ボランティア、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、住民一人ひとりが福祉に積極的にかかわり相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

地域福祉

福祉活動の充実

地域福祉のネットワークづくり

## 施 策

## 1. 福祉活動の充実

## ①福祉意識の高揚

福祉についての住民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通じた啓発活動を推進します。また、学校教育や社会教育において福祉についての学習を進め、幼少期からの福祉意識の高揚を図ります。

## ②人材・組織の育成・支援

地域福祉のリーダーづくりに向けて講習会や相談活動などの充実を図るとともに、組織づくりを支援します。また、各種団体やボランティア・NPO、民生児童委員や各種相談員などによる主体的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

## ③事業推進体制の整備

市内の福祉分野が福祉課・長寿介護課・健康対策課に分かれている状況において、相互に連携を保つことは非常に困難な現状にあります。各種福祉分野施策が見直される中、総合的で効率よくサービスを実施するため、機構改革も念頭におきつつ、事業展開を図ります。



## 2. 地域福祉のネットワークづくり

## ①保健、医療、福祉との連携

保健、医療、福祉などの関係機関が定期的な協議の場をもち、地域の福祉課題や解決の方向性に対する共通理解を深めます。

## ②情報の共有化

福祉活動に参加したい人と福祉的な支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、各種福祉団体やボランティア・NPO、関係機関などが行う活動についての情報収集とその提供を積極的に進めながら、地域福祉のネットワークづくりを進めます。

## 第2節 児童福祉

### 現状と課題

核家族化の進展や女性の社会参画、ライフスタイルの変化などによって出生率の低下が続いており、これに伴う少子化の進行は、将来の労働人口の減少や地域社会の活力の低下、さらには子どもの健全な成長に影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

こうした状況の中、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、幅広く子育てを支援する体制の整備に向けて、地方自治体や事業者において行動計画を策定することが義務付けられました。この法律を受け、本町においても平成16年度に「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、住民が田原本町に住むことに喜びを感じながら子どもを健やかに生み育てられる社会の実現をめざし、さまざまな取り組みを進めています。今後この計画に基づき、事業者や地域社会がそれぞれの役割分担と連携・協力のもと、保育サービスの充実をはじめ、子育てに関する地域交流の活性化など、仕事と子育ての両立支援をより一層推進していく必要があります。

児童福祉

地域における子育て支援の充実

保育サービスの充実

子どもの豊かな成長の支援

子どもの安全の確保

## 施 策

## 1. 地域における子育て支援の充実

## ①相談・情報提供体制の充実

相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、一般的なことから専門的なことまで住民が気軽に利用できる相談体制の整備を図ります。

また、子ども自身に関することや子育てに関する行事、行政サービスについての情報などを多様な媒体で積極的に公開し、初めて出産を迎える家庭や転入家族など、すべての子育て家庭が必要な情報を得ることができる体制づくりを進めます。

## ②子育て支援の充実

本町では、保健センターや地域子育て支援センター（宮古保育園）において乳幼児の子育て相談などを行っています。

地域の子育て家庭をはじめ、すべての地域住民に開かれた場所となるよう、さまざまなソフト事業を企画・展開していくとともに、関係機関と連携しながら、誰でも気軽に訪れることができる場であることを広く周知していきます。



## 2. 保育サービスの充実

### ①通常保育・延長保育の推進

保育の質の向上をめざし、研修等を行い、通常保育・延長保育の充実を図ります。

### ②放課後児童保育サービスの充実

放課後保護者のいない子どもを保護し、集団生活の中での遊びや生活を通じて豊かな人間性を身に付けることができるよう、学童保育事業を充実します。

### ③各種保育サービスの充実

保育環境の整備を進めるとともに、園児が地域において健やかに育つことができるよう、一時保育事業や病後児保育、子育て短期支援事業など、各種保育サービスの充実を図ります。

## 3. 子どもの豊かな成長の支援

### ①学習環境の整備

子育ての不安や孤立を感じている保護者に対して、気軽に子育てに関する内容を学習する場や、生涯学習の場等を通じて、親同士の交流を図ることができる場づくりを進めます。

### ②子育ての社会化の促進

子どもの育成は家庭だけではなく、すべての住民が自分の問題として捉え、子育てに喜びを実感できるような社会が形成されるよう、「地域全体が子育てを支援する」という意識の啓発を行います。

### ③次代の親の育成

保育園等において小学生や中学生、高校生などのボランティアの受け入れや体験学習を実施し、乳幼児や子どもとふれあう機会の充実を図ります。

## 4. 子どもの安全の確保

### ①子どもを犯罪から守る活動の支援

子どもの防犯力の育成、防犯パトロールなど、まちをあげて子どもを対象にした犯罪の予防・防止に努めます。

### ②子どもの交通安全確保の取り組みの推進

交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全にかかわる行事や広報活動の充実に努めます。



## 第3節 高齢者福祉

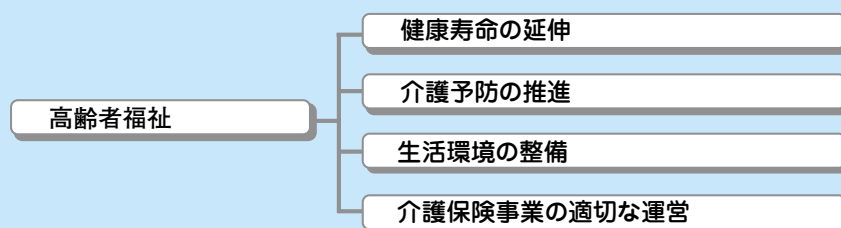
### 現状と課題

高齢者人口の増加に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。また、寝たきりなど介護を必要とする高齢者も増加傾向にあり、今後、何らかの支援を要する高齢者は増加していくことが考えられます。

本町においては、第2次総合計画において、高齢者福祉をはじめとする福祉分野の目標を「和らぎのある福祉のまち・田原本」として取り組みを進め、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画においても、すべての住民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、こころ豊かで生きがいをもち、安全で快適に暮らすことができる「和らぎのある福祉のまち」をめざしてきました。

このような中、本町では平成15年に「田原本はつらつ長寿プラン21」を策定し、保健事業の充実を図ってきました。また、平成18年度からはこれまでの計画の考え方を継承しながらも、10年後の超高齢社会に備え、保健・医療・福祉・介護など、高齢者関連施策の連携強化とともに、すべての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域住民だけではなく、関係団体・事業者などとの連携・協働の取り組みを一層推進していく必要があります。

今後、高齢者が健康寿命を延ばし「健康で活動的な85歳」を目標とし、生きいきと暮らせるような社会をめざすため、介護予防対策をはじめ、地域包括支援センターを中心とした地域全体で支える体制づくりを行い、生きがい健康増進の対策を推進し、住み慣れた地域で人との交流を楽しみ、あたたかなふれあいやつながりの中で、安心して生活ができる「ふれあいと支え合いのすこやか長寿のまち・田原本」の実現をめざしていかねばなりません。



## 施策

### 1. 健康寿命の延伸

#### ①健康づくりの推進

高齢期の生活を健やかで充実したものにするため、生涯を通じた健康づくりの取り組みを実施します。また、高齢者一人ひとりが仲間との交流を通して学習し、スポーツやレクリエーションに参加することにより、健康の保持・増進が図れるよう、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

#### ②就労支援・社会活動への促進

働く意欲のある高齢者に就労の機会を提供するため、磯城郡シルバー人材センターの運営支援を図ります。また、高齢者の豊かな経験・知識・技術を活かした社会活動が行えるよう、県等関係機関との連携を図ります。

#### ③交流の促進

地域住民や団体等との連携・協力のもとに、子どもから高齢者までの世代間交流を促進します。また、高齢者が仲間づくりや交流を通して、充実した生きがいが図れるよう、老人クラブ活動の活性化を促進します。

#### ④ボランティア活動の促進

ボランティアへの参加意欲のある高齢者が実践につなげられるよう、情報提供を行うなど、ボランティア活動の促進を図ります。

### 2. 介護予防の推進

#### ①地域包括支援センターの整備

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けられるよう、また、要介護状態になる前から日常的な健康管理や介護予防サービス等が提供され、最後にはターミナルケアが切れ目なく、一貫した体制のもとで提供されるよう、包括的なマネジメントや継続的にフォローアップする体制として地域包括支援センターを整備します。

#### ②地域支援事業の推進

要支援や要介護になるおそれのある虚弱な高齢者が、要支援や要介護状態に陥らないよう、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもりやうつ予防などの介護保険に基づく地域支援事業を推進します。

### ③新予防給付の推進

身体状況の悪化を防止するため、要支援1及び要支援2の軽度者を対象に、一人ひとりの状態にあった介護予防プランを作成し、状態の悪化を防止します。

## 3. 生活環境の整備

### ①総合相談・権利擁護体制の充実

高齢者等が適切なサービスをより円滑に受けられるよう、介護サービスをはじめ保健・福祉サービスや認知症等に関する相談など、あらゆる相談に対応できる体制整備を行います。また、高齢者の権利擁護の視点から、地域包括支援センターと関係機関の連携を図り、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の支援を行います。

### ②地域ケア体制の充実

介護や支援を必要とする高齢者を地域で支え、生活全般にわたる支援を総合的・継続的に行うため、地域包括支援センターを核として、行政・関係機関・医療関係者との情報共有を図ります。また、小地域活動やボランティア活動等のさまざまな地域活動との見守りや支え合いネットワークを推進し、地域ケア体制を構築します。

### ③福祉サービスの充実

在宅福祉サービスを見直し、高齢者のニーズに合ったサービスを実施します。また、支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、さらなる在宅サービス基盤の整備を進め、地域密着型サービスの提供を行います。

### ④ひとり暮らし等高齢者世帯への支援

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加している中、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、民生児童委員・自治会・老人クラブ等、地域団体や地域住民との連携・協力のもと、日常生活の支援に努めます。

### ⑤認知症高齢者への支援

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域やその家族に対して、認知症の正しい理解や啓発を行うとともに、認知症高齢者に適したサービスの提供を図ります。

### ⑥自立生活が可能で生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立しながら安心して暮らし続けることができるよう、住環境の整備とともに、ユニバーサルデザインの推進を図ります。また、防災体制や防犯体制を確立し、地域で安心して生活できる生活環境の整備を行います。

## 4. 介護保険事業の適切な運営

### ①計画の着実な推進

地域支援事業や新予防給付など、介護保険サービスを安定的に提供するとともに、介護保険制度の円滑な推進を図るため、保険者として効率的な執行体制の整備に努めます。

### ②適正な要介護等認定の実施

介護保険制度の改正に対応し、公平・公正、正確な認定となるよう、調査員をはじめ、認定審査会委員に対する研修・指導を行います。

### ③適切なケアマネジメントの実施

重度の要介護認定者のさらなる状態の悪化防止と生活の質の向上を図るため、適切なマネジメントのもと、介護サービスにとどまらず、保健・医療・福祉などの各種サービスとの連携を図りながら、包括的なサービスの提供を推進します。

### ④利用者等の支援

介護保険制度の改正に伴い、これまで以上に介護保険制度の周知徹底を図るとともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

## ●各年度の計画対象人口の推計

単位:人

項目	実績値	推計値		
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	33,648	33,633	33,618	33,603
40歳以上	18,418	18,542	18,666	18,790
40～64歳	11,727	11,601	11,475	11,349
65歳以上	6,691	6,941	7,191	7,441
65～74歳	3,664	3,789	3,914	4,039
75歳以上	3,027	3,152	3,277	3,402

※実績値は、平成17年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録。

※住民基本台帳及び外国人登録を基にコーホート要因法により推計。

資料:長寿介護課

## ● 居宅介護サービス・介護予防サービス及び施設・居住系サービス利用者の推計

単位:人

		平成18年	平成19年	平成20年	
居宅	要支援	要支援1	161	183	199
		要支援2	158	174	185
	要介護	要介護1	83	94	101
		要介護2	117	115	117
		要介護3	99	97	101
		要介護4	59	56	54
		要介護5	31	30	32
	利用者計	708	749	789	
施設・居住系	介護老人福祉施設	88	92	93	
	介護老人保健施設	86	90	95	
	介護療養型医療施設	26	25	24	
	認知症対応型共同生活介護	24	27	28	
	利用者計	224	234	240	
利用者合計(居宅・施設・居住系)		932	983	1,029	
高齢化率 (人口に占める65歳以上人数)		20.6%	21.4%	22.1%	
高齢者人口比 (65歳以上に占めるサービス利用者数)		13.4%	13.7%	13.8%	

資料:長寿介護課



## 第4節 障害者福祉

### 現状と課題

本町では、平成11年3月に「田原本町障害者計画」を策定し、「いきいき笑顔の集うまち・田原本」の基本理念に基づいて、障害がある人もない人も、生きいきと自立した生活が安心して送れる「和らぎのある福祉のまち」づくりを進めてきました。

障害者福祉サービスについては、平成15年度から支援費制度が始まり、これまでの措置制度から自己選択・自己決定を行う利用契約制度へと移行されました。また、平成18年度から障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みを一元化した障害者自立支援法が実施されます。

今後も保健・医療との連携を密にしながら、自立生活や社会生活への支援を進めていく必要があります。

障害者福祉

障害者福祉の推進体制の充実

相談支援体制の充実

地域社会への参加・雇用の促進



## 施 策

## 1. 障害者福祉の推進体制の充実

## ①障害者基本計画・障害福祉計画の策定

障害者のニーズを明らかにし、必要なサービスの基盤整備のみならず、啓発・広報、保健・医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、環境整備などを含めた総合的な障害者基本計画及び障害福祉計画を策定します。

## ②福祉ネットワーク化の推進

総合的・包括的な障害者支援が実施できるように、保健・医療・教育・福祉・就労などの関係機関の連携強化を図り、福祉のネットワークを形成します。

## ③啓発・広報の充実

ノーマライゼーションの考え方の普及啓発、こころの健康づくりの普及啓発、障害者自立支援制度の啓発・広報活動を充実します。

## 2. 相談支援体制の充実

## ①医療との連携体制の確立

医療機関をはじめとする関係機関と連携することにより、障害の早期発見・機能回復訓練の適正な実施を進めます。

## ②保育・教育との連携体制の確立

障害のある子どもが地域において安心して生活することができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある子どもが適切な保育・教育が受けられるように保育・教育機関との連携強化を図ります。

## 3. 地域社会への参加・雇用の促進

## ①社会参加の機会の拡大

障害者の文化スポーツ活動など参加機会の提供を行うとともに、参加しやすい条件整備を行います。また、障害者へのボランティア活動の支援を図ります。

## ②就労支援体制づくり

福祉的就労の場を拡大するとともに、事業者などに対して雇用拡大に向けた啓発を行います。

## 第5節 保健・医療

### 現状と課題

わが国は世界有数の長寿国となっていますが、一方では、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しており、これに伴って寝たきりや認知症など援護を必要とする人の増加が深刻な社会問題となっています。

本町では、「健康たわらもと21」を策定し、住民一人ひとりの豊かな人生を実現することを通じて、町全体を元気あふれる豊かな地域として発展させることを目的として、健康づくりを総合的に推進しています。

また、地域での取り組みについては、「田原本町食生活改善推進員」「田原本町健康づくり推進員協議会」「田原本町健康体操健康づくり推進員」が連携し、イベント等を実施しています。

保健事業においては、子どもから高齢者までライフステージに応じた健診（検診）・相談・教育などの事業を実施し、疾病の早期発見・指導に努めています。今後は、疾病の早期発見・早期治療のための健康診査はもとより、健康の増進に重点を置いた対策を推進するとともに、生活習慣の改善から介護予防へとつなぐ、住民の主体的な健康づくりを支援する体制を整備する必要があります。

また、高齢化の急速な進展に対応して、高齢者が寝たきり、認知症などの要介護状態にならないよう、保健・医療・福祉の連携がとれた介護予防の必要性がますます高まっています。

本町の医療機関については、17の医院と14の歯科医院、総合病院として「国保中央病院」があり、医療機関の数としては比較的充実しています。緊急医療については、「国保中央病院」で二次医療を行っており、三次救急医療施設は町内にないため、「奈良県立医科大学付属病院」を位置づけ、広域の医療機関との連携体制を図っていますが、今後休日・夜間の緊急医療体制や小児救急医療体制のさらなる充実が必要となっています。

保健・医療

各種保健事業の展開

地域住民の主体的な健康づくりの支援

救急医療体制の整備



## 施策

## 1. 各種保健事業の展開

## ①成人保健

「健康たわらもと21」の推進を図るとともに、がん死亡を減少させる検診、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の有病者・予備軍の減少、糖尿病に重点をおいた保健事業を進めるとともに、生活習慣病改善サービスの再構築を図ります。また、常に地域の高齢者対策の全体を見据え、地域の特성에 応じた取り組みを進めながら、生活習慣病予防から介護予防・地域支援事業へとつなぐ保健事業の展開を図ります。

一方、平成20年度から医療保険者に健診・保健指導が義務づけられることから、効果的な保健事業が行えるよう、検討を進めます。

## ②母子保健

子育ての不安や子どもへの虐待などの早期発見・早期対応が可能となるよう、取り組みや支援を行います。そのため、保健・福祉・教育・地域との情報の一本化をより一層推進し、関係機関における虐待に関する取り組みを推進します。

また、発達障害児に対する早期発見、支援の充実をめざすとともに、子育てサークルの主体的な活動を支援するなど、田原本町母子保健計画の推進を図ります。

## ③精神保健

地域で生活するにあたり、不安を抱える精神障害者に対し、適切なサービスを利用できるよう、訪問・相談などを通じて支援を行います。また、障害者自立支援法の施行により、障害者の状態やニーズに応じた支援が効率的に行われるよう、関係機関との調整を行います。



## 2. 地域住民の主体的な健康づくりの支援

地域の健康づくり推進員による健康づくりの実践、普及啓発を支援するとともに、自主的な健康づくりグループ等の活動を支援し、団塊世代が「自助・共助・公助」に基づいた地域づくりの一端を担うような仲間づくりや、役割づくりに参加できる取り組みを進めます。

## 3. 救急医療体制の整備

### ①一次医療体制の整備

一次救急医療としての磯城休日応急診療所の充実を図ります。また、小児救急医療の整備を県に要望します。

### ②二次・三次医療体制の整備

二次救急としての桜井地区病院群輪番制病院運営事業や、小児科二次救急輪番制の充実、さらに小児救急体制の確立や拠点づくりを県に要望していきます。

また、三次救急医療施設としては、県内にある三次救急施設を二次救急体制と連携しながら対応します。





## 第6節 生活福祉

### 現状と課題

生活保護制度は、すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を送る上で欠かせない制度であり、住民生活の安定に大きな役割を果たしてきました。

生活保護者に対しては、民生委員による生活相談や指導、各種の活動を行ってきました。今後とも適正な保護の促進に努めるとともに、関係機関や民生児童委員との連携を強化し、他の福祉施策等とあわせて、経済的自立と生活意欲の高揚を支援していく必要があります。

一方、国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、被用者保険の対象とならない自営業者等の保険として、地域の人々の健康を支えています。しかし、近年、被保険者に占める高齢者の割合が増えつつあることから、医療費が増加するなど、今後もこの傾向は一層強まることが予想されます。このため、住民一人ひとりの健康管理意識の高揚と健康づくり活動を促しながら、国民健康保険税の収納率の向上や医療費の適正化を図り、健全な運営に努める必要があります。

国民年金は、老後生活の安定を保障するとともに、病気やケガで障害になったとき、生計維持者が死亡したときに所得保障を行うことによって、国民生活の安定を図ることを目的としています。引き続き国との連携を図りながら、相談業務を充実するとともに、無年金者の防止に向けて、制度の周知や啓発を行っていく必要があります。

生活福祉

国民健康保険の充実

低所得者福祉の充実

国民年金の充実

生活自立の充実

**施 策****1. 国民健康保険の充実**

広報やパンフレットなどを通して、国民皆保険制度への理解を促進します。また、適正な保険税の賦課とともに、健全な運営と保険税納付意識の高揚を図ります。

**2. 低所得者福祉の充実**

低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関との密接な連携のもと、実態を的確に把握しながら、相談・指導などの支援サービスの充実を図ります。

**3. 国民年金の充実**

広報などを通じて国民年金制度の周知・PRに努めるとともに、社会保険庁との連携・協力を強化し、適正加入、納付意識の啓発に努めます。

**4. 生活自立の支援**

生活困窮者の自立のため、生活相談窓口の機能を強化するとともに、民生児童委員との連携のもと、個別対応の強化及び福祉事務所との連携を図り、生活困窮者の状況等を把握し、適正保護の実施を行います。



## 第2章 人が生きいきと輝くまなびのまちづくり

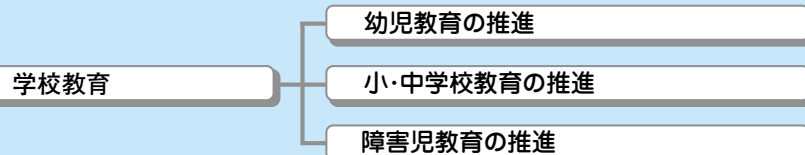
### 第1節 学校教育

#### 現状と課題

本町の幼稚園は5園あり、各園の独自性を活かした運営を進めています。就園については、少子化や女性の社会進出等、幼児をとりまく環境の変化を受けて、平成12年度より3歳児からの就園を実施し、幼児の発達・活動に適した環境づくりや、子育て支援の充実をめざして努力してきましたが、今後、さらなる教育内容等の充実に努める必要があります。

学校教育については、5校の小学校ではそれぞれに特色のある学校づくりに取り組んでいます。また、各中学校では、将来にわたる進路指導の一環として職業体験を実施するなど、児童・生徒の心豊かな人間性を育み、確かな学力を身につけられるような学習指導を行っています。今後も一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会のさまざまな変化に生涯を通じて主体的に対応できる生きる力を育成するとともに、体験活動の充実などきめ細かな指導を行う必要があります。

また、本町には現在すべての学校に障害児学級があり、個々人に応じた指導を図り、自立するために必要な基礎・基本を身につけ、生活能力を高めることができるよう、障害児学級の内容充実と運営の強化に努めています。その一環として、関係機関との連携による保護者との教育相談や就学時等には医師・学識経験者・教育関係者・行政関係者によって構成される磯城郡就学指導委員会を設け、心身に障害を有する幼児・児童及び生徒に適正な就学指導を行っています。



## 施 策

## 1. 幼児教育の推進

## ① 幼児教育環境の整備

3歳児から始める幼稚園教育を、生涯学習のスタートと位置づけ、これにふさわしい教育内容を検討し充実を図ります。

## ② 就学前教育の推進

子どもの視点に立ったうおい豊かな就学前教育を推進するため、各園が特色ある園経営に努めるとともに、全町的に保育園・幼稚園相互の連携を図ります。

## ③ 安心・安全な幼児教育環境の創出

老朽化がみられる施設を計画的に改修し、安心・安全な幼児教育環境を創出します。

## ④ 幼児教育の支援

少子化や女性の社会進出がもたらす幼児への影響を考慮し、心身の発達段階に応じた自律性、また、情操を育む機会を地域社会・家庭・行政が協力して拡充します。また、子育て中の保護者が孤独感に陥ることなく、親同士が交流し、子育てに関する相談ができる場づくりを図ります。



## 2. 小・中学校教育の推進

### ①教育環境の整備

幼・小・中の指導内容の系統性・発展性に留意し、基本的事項を確実に身につけるように指導します。

### ②職業観や人生観の醸成

子どもたちが自ら考え、学習し、判断する力を身につけるよう、社会体験・職業体験・自然体験等の取り組みを継続し、職業観や人生観の醸成を図ります。また、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的をもち、自分の意思と責任で進路を選択決定するよう、進路指導、キャリア教育も含めて取り組んでいきます。

### ③人権意識の醸成

「なかま」教材の活用の充実等により、日常生活の中で起こるあらゆる差別を許さない人権意識を育みます。

### ④教育体制の確立

各学校における教育活動等の状況について、適切に評価を行い教育の質を保証し、不断の検証を図るとともに、学校の情報を公開して説明責任を果たします。また、教職員の資質向上をめざし、養成・研修・評価等の全体を通じた改革を進めます。

### ⑤安心・安全な教育環境の整備

近い将来発生が予想される、東南海・南海地震に対する校舎等の耐震補強を年次計画に基づき実施し、老朽化した校舎の大規模改修等、施設環境整備を計画的に実施します。

### ⑥関係機関との連携

いじめ、不登校問題に関し、地域や関係機関等協力体制を構築します。

## 3. 障害児教育の推進

### ①適切な教育の推進

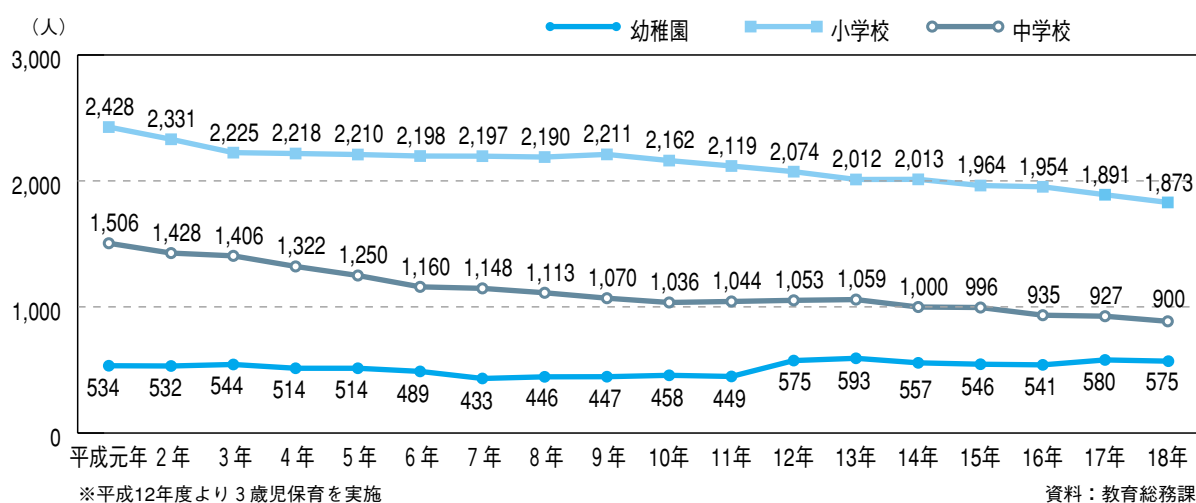
幼稚園・小中学校における障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育にかかる支援を行います。

### ②就学の支援

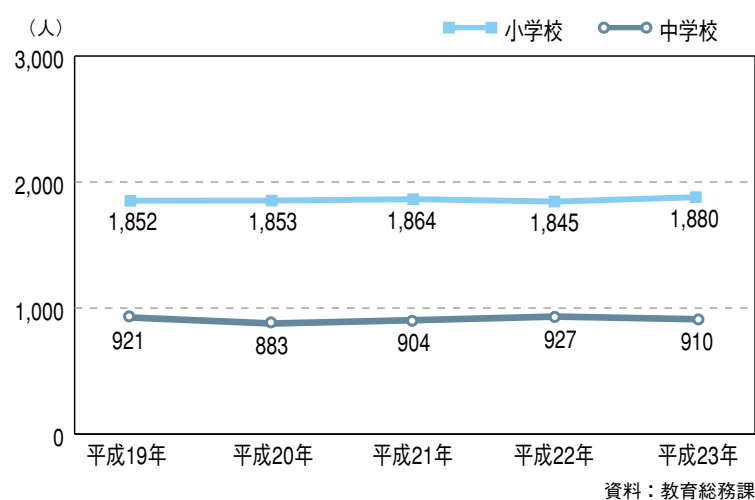
障害児の就学については、磯城郡就学指導委員会等の専門機関の援助による指導の充実を図ります。



● 園児・児童・生徒数の推移



● 児童数・生徒数の推計



体験学習



## 第2節 生涯学習

### 現状と課題

生活水準の向上や自由時間の増大などに伴い、生きがいや自己実現など精神的な豊かさを求めて、住民の自主的な学習意欲は高まっており、その内容も多様化・高度化してきています。

本町では、平成16年11月に、田原本青垣生涯学習センターが完成しました。この施設は公民館、弥生の里ホール、唐古・鍵考古学ミュージアム、図書館からなる複合施設で、全町的な生涯学習・文化活動の拠点として位置づけられています。

今日の社会においては、住民の自主的な学習活動や地域活動を積極的に支援するため、生きがいにつながる講座の開催、さまざまな学習情報の提供、学習相談体制の充実など、住民の多様な学習ニーズに応える対応が求められています。

また、個人の価値観に基づき、自由で創造的な文化・芸術活動は、人々の心を豊かにする営みです。文化・芸術の振興はまちを活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりには必要不可欠なものとなります。このような視点から、本町では田原本青垣生涯学習センターを新たな生涯学習・文化活動の拠点として、また、全町的な歴史・住民文化活動を支える施設として一層の利用価値を高めていく必要があります。

今後は、時代や社会の変化に対応した学習支援や情報提供などを行い、より体系的・効果的に生涯学習の機会や文化活動の場を提供する施設として機能の充実を図り、利用促進に努めることが重要です。

生涯学習

学習体制の充実

生涯学習環境の充実

図書館事業の充実

文化活動の促進

## 施 策

## 1. 学習体制の充実

## ①指導者及びリーダーの発掘

指導者を確保するため、人材情報の日常的な収集・集積に努めます。

## ②世代間交流の促進

学校などの協力も得ながら、各種会議・イベントや事業などを実施し、各年齢層の間での交流を促進します。

## ③各種講座の開催

まちへの愛着・誇りを育めるよう、地域の歴史・文化を再考し、次の世代に継承させるための教養講座や、子どもたちの健やかな成長・発達を促すため、家庭教育学級などの子育てに関する学習講座を開催します。また、住民の誰もが文化的でゆとりのある日常生活を営めるよう、身近な生活に関する講座を開催します。

## 2. 生涯学習環境の充実

## ①生涯学習施設の利便性向上

田原本青垣生涯学習センターにおいて各種団体の活動を積極的に支援し、また、学校施設の開放を行うなど、住民に身近な学習活動・文化活動の場を提供します。

## ②田原本青垣生涯学習センターにおける情報ネットワークの整備

住民が施設の利用状況を検索することができるよう、田原本青垣生涯学習センターを結ぶ情報ネットワークシステムの導入を図ります。

## 3. 図書館事業の充実

## ①資料の充実

住民の生涯にわたる学習支援を行うために、郷土資料を含む多種多様な分野の資料を収集し、充実を図ります。

## ②図書館利用の促進

住民がそれぞれの時期（幼児、児童、ヤング・アダルト、高齢者）において、読書の楽しみを知り、趣味や生きがいをもって豊かな生活が送れるよう資料を提供し、自発的な学習の支援を行います。

### ③障害者サービスの充実

録音図書の作成、点字資料・大活字本の収集、対面朗読、郵送貸出を行うなど、図書館利用に障害のある人々へのサービスの充実を図ります。

### ④学校等との連携

学校等へ出かけ、オリエンテーションや読み聞かせを行うとともに、必要な資料や情報を提供するなど、学習に必要な支援を行います。

### ⑤専門職員の育成<sup>※</sup>

住民の多様なレファレンスに対応するため、専門的な知識・技術の向上をめざし、研修を継続的に行い、資料に精通した職員の養成に努めます。

### ⑥情報ネットワークの整備

インターネットの館内利用や蔵書情報の発信や予約を継続して行います。また、今後はインターネットによるレファレンスを可能にするなど、情報提供の促進を図ります。

## ●図書館の蔵書数と利用状況

	蔵書冊数	登録者数 (人)	貸出冊数		貸出者数		
			児童書	一般書	児童(人)	一般(人)	団体等
平成12年度	55,340	12,878	62,708	80,992	11,497	26,217	159
平成13年度	57,193	13,814	60,195	79,915	10,625	26,437	201
平成14年度	61,699	14,212	62,560	79,453	11,049	26,012	257
平成15年度	65,228	14,998	64,700	82,374	11,230	27,479	338
平成16年度	129,297	9,505	80,957	132,667	16,083	37,427	329

※平成16年9月1日～11月23日 新館開館準備のため休館

資料:図書館

※平成16年度の登録者数については、新館開館時から新規に登録更新を行った数値

※レファレンス：利用者が研究や調査にあたって図書館を効率よく利用できるよう、質問や相談を受け、必要な情報を探し出す方法や手段をアドバイスするサービス

## 4. 文化活動の促進

### ①文化活動の支援

文化活動のさらなる活性化を図るため、文化団体や活動グループの密接な連携を図り、住民による主体的な活動の拡大を促進します。また、文化にかかわる情報収集・発信を強化し、住民による活動の拡大を図ります。

### ②地域文化の創造

田原本青垣生涯学習センターにおいて、弥生の里ホール事業などの企画・運営や公民館講座の運営についても、住民が参画する個性的な地域文化の創造を図ります。

### ③創作活動への支援

文化祭など活動の成果を発表する機会の充実などに努め、住民の創作意欲のさらなる活性化を図ります。

### ④文化鑑賞の充実

住民が優れた芸術文化に親しめるよう、文化祭などのイベントや田原本青垣生涯学習センターなどにおける鑑賞機会の充実を図ります。



## 第3節 スポーツ・レクリエーション活動

### 現状と課題

都市化の進展や生活の利便性の向上などによって、運動機会の減少や体力の低下が指摘されています。

また、自由時間の増大、少子・高齢社会を背景として、競技スポーツから心身のリフレッシュ、仲間づくりまで、スポーツ・レクリエーションの目的や活動内容が多様化してきている中で、住民が自主的に行うスポーツ活動を支援するとともに、気軽に、継続的にスポーツをすることができる環境づくりが求められています。

スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、健康づくりにつながるだけでなく、住民が地域に誇りと愛着を感じることにより、地域の一体感や連帯感など活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題をかかえている地域社会の再生にもつながります。今後、住民がもっているスポーツに対する潜在的な関心や興味を引き出す取り組みを行い、身近に気軽に取り組めるスポーツ環境や、それらの情報が手軽に入手できるような取り組みを検討し、全町をあげてスポーツ事業の振興を図る必要があります。

スポーツ・  
レクリエーション活動

スポーツに親しむ環境の整備

スポーツ・レクリエーション活動の  
普及・啓発

生涯スポーツの推進



## 施 策

## 1. スポーツに親しむ環境の整備

## ①スポーツ施設の利用促進

町内にどのような施設があるかを分かりやすくまとめたパンフレットの作成やインターネットを活用した予約システムの導入などにより、住民の施設利用の促進を行います。

## ②町全体を網羅するスポーツシステムづくり

スポーツ施設の管理運営について、指定管理者制度などを視野に入れ、管理運営の一元化による住民のスポーツ需要への積極的な対応を図り、いつでも・どこでも・だれでもスポーツができる環境を整えます。

## ③スポーツ振興計画等の策定

スポーツ振興計画等を策定し、スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と、利用する住民が一体となった取り組みを積極的に展開します。また、一層のスポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく豊かで活力ある社会の実現を推進します。

## 2. スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

## ①イベント・教室などの開催

住民が気軽にスポーツに参加できる機会を充実するとともに、活動を支えるボランティアなどを募集し、スポーツを通じたまちづくり意識も育みます。

## ②スポーツ団体の支援

既存のスポーツ団体及び、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。

## 3. 生涯スポーツの推進

生涯スポーツ（ニュースポーツ、レクリエーションスポーツ）に対応したスポーツ指導者を養成します。また、スポーツリーダーの照会に応え、適切な指導者を紹介します。今後は、指導者の確保と活用を図るため、指導者研修会、クラブマネジャー養成講習会の情報提供、ニュースポーツ指導者育成の講習会を実施します。

## 第4節 歴史的文化

### 現状と課題

本町には、原始から近代までの遺跡や神社仏閣などの建造物、仏像など多種多様な文化財が町内各所に散在しています。特に弥生時代の集落跡である「唐古・鍵遺跡」は、日本を代表する弥生遺跡として、広く注目をあびています。

これら歴史的な文化遺産を保存継承していくことが、将来のまちづくりの基礎になっていくものと考えられます。したがって、今後、この貴重な文化財を自然・歴史・文化の息づくまちの「田原本ブランド」として、発信していく必要があります。

さらに、このような歴史遺産を活かしたまちづくりのためには、郷土歴史学習や歴史講座等を開催し、文化財愛護精神を育成することが求められます。

しかし、歴史遺産を保存継承していくための専門的な人材確保の問題や、将来に文化財を残すための収蔵・保管施設が不十分であり、今後は、文化財の保存整備体制の充実を図ることが急がれます。

歴史的文化

文化財の保存整備体制の充実

歴史遺産の活用

郷土愛・文化財愛護精神」の育成



復元楼閣



唐古・鍵遺跡  
47次調査で楼閣が描かれた土器が出土

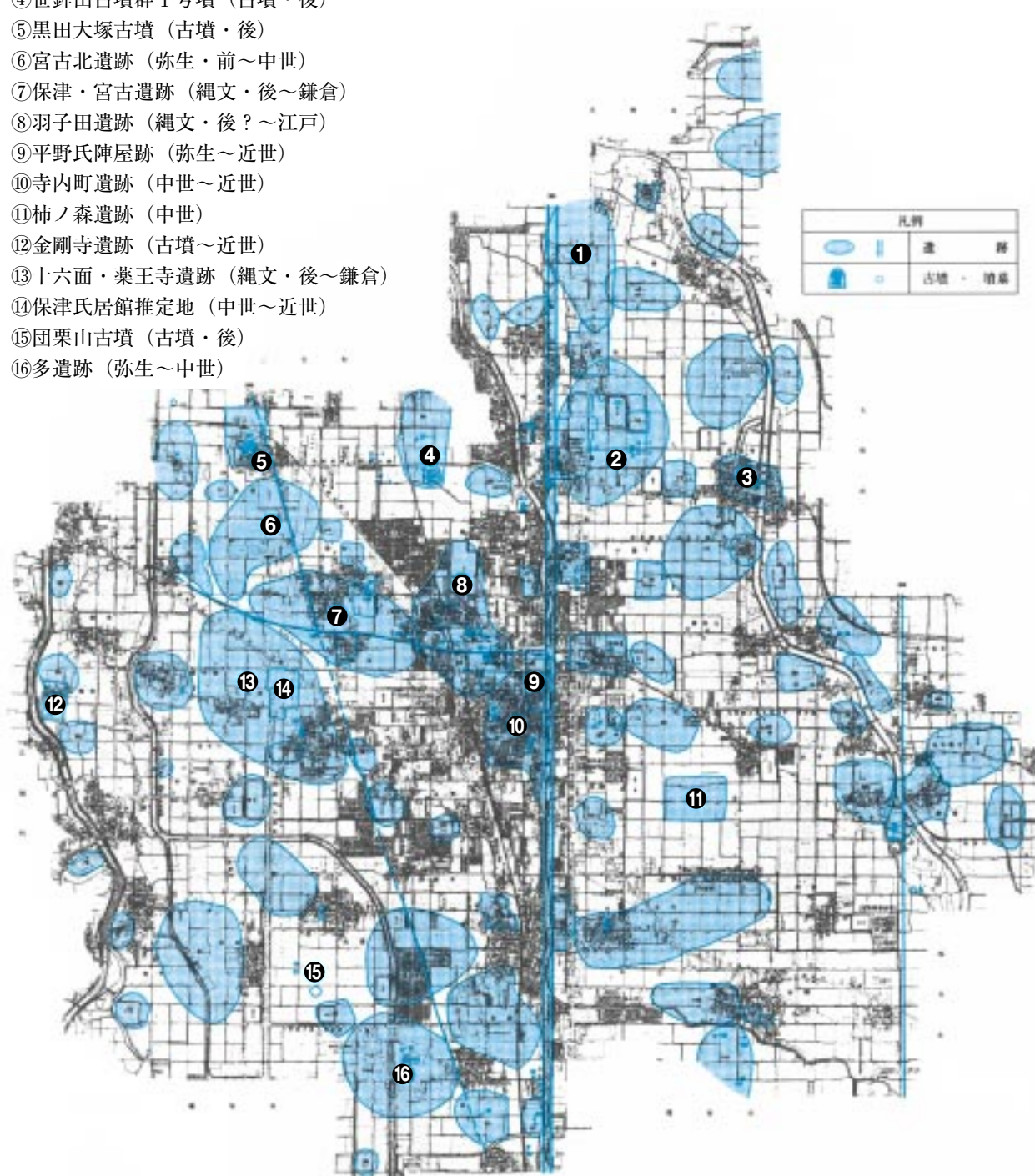


## 遺跡地図

### 町内の主な遺跡

平成18年 3月現在

- ①清水風遺跡（弥生～中世）
- ②唐古・鍵遺跡（縄文・晩～古墳・後）
- ③法貴寺遺跡（弥生～近世）
- ④笹鉾山古墳群 1号墳（古墳・後）
- ⑤黒田大塚古墳（古墳・後）
- ⑥宮古北遺跡（弥生・前～中世）
- ⑦保津・宮古遺跡（縄文・後～鎌倉）
- ⑧羽子田遺跡（縄文・後？～江戸）
- ⑨平野氏陣屋跡（弥生～近世）
- ⑩寺内町遺跡（中世～近世）
- ⑪柿ノ森遺跡（中世）
- ⑫金剛寺遺跡（古墳～近世）
- ⑬十六面・薬王寺遺跡（縄文・後～鎌倉）
- ⑭保津氏居館推定地（中世～近世）
- ⑮団栗山古墳（古墳・後）
- ⑯多遺跡（弥生～中世）



## 施策

### 1. 文化財の保存整備体制の充実

#### ①施設の建設

発掘調査された出土品や写真・図面資料などを収蔵・保管できる施設の建設を図ります。

#### ②人材の育成

発掘調査資料の整理や、さまざまな文化財に対応できる人材の育成を進めます。

### 2. 歴史遺産の活用

唐古・鍵考古学ミュージアムにおいて、発掘速報展や収蔵品展などの展覧会を催し、田原本町のさまざまな文化財の情報を町内外に発信し、歴史遺産の活用を図ります。  
(唐古・鍵史跡公園の建設については、第4章 快適に生活できるまちづくり 第3節 公園・緑地 【施策】 1. 公園の整備に掲載)

### 3. 郷土愛・文化財愛護精神の育成

#### ①文化財の理解促進と愛護精神の育成

唐古・鍵考古学ミュージアムや田原本青垣生涯学習センターにおいて、文化財の理解と愛護精神を育成する講座の充実を図ります。

#### ②唐古・鍵考古学ミュージアムの活用

小学校から大学までの教育機関と連携を取り、児童・生徒・学生を対象とした歴史学習の場として、唐古・鍵考古学ミュージアムを活用します。



唐古・鍵考古学ミュージアム

## ●田原本町内の国・県の指定文化財(平成18年1月現在)

	区 分	名 称	所有者 または管理者	時 代	指定年月日
国 指 定 文 化 財	重要文化財 彫刻	木造不動明王立像一軀	千万院 (法貴寺)	平安時代 (12世紀初頭)	大正8年 4月12日
		木造十一面観音立像一軀	本光明寺 (八条)	平安時代 (11世紀後半)	大正8年 4月12日
		木造阿弥陀如来立像一軀	安養寺 (八尾)	鎌倉時代 (12世紀末)	昭和60年 6月6日
		木造薬師如来坐像一軀	宮古区	平安時代 (9世紀末)	昭和62年 6月6日
	重要文化財 絵画	絹本着色融通念仏縁起絵一幅	安楽寺 (矢部)	南北朝時代 (14世紀中頃)	昭和62年 6月6日
	重要文化財 考古	埴輪牛一箇	田原本町	古墳時代後期 (6世紀前半)	昭和33年 2月8日
		大和唐古遺跡出土品40点	奈良県	弥生時代	昭和42年 6月15日
史跡	唐古・鍵遺跡	田原本町	弥生時代	平成11年 1月27日 平成14年 12月19日 (追加指定)	
	記録作成等の措置を 講ずべき重要無形文化財	鍵の蛇巻 今里の蛇巻	鍵自治会 今里自治会		昭和58年度
県 指 定 文 化 財	建造物	浄照寺 本堂 一棟	浄照寺 (茶町)	江戸時代前期	昭和62年 3月10日
		多坐弥志理都比古神社本殿四棟	多神社 (多)	江戸時代 (18世紀中頃)	平成8年 3月22日
	絵画	絹本着色善女竜王図一幅	楽田寺 (塚町)	室町時代	平成7年 3月22日
	史跡	黒田大塚古墳 一基	田原本町	古墳時代 (6世紀初頭)	昭和58年 3月15日
	天然記念物	樟の巨樹 一株	八幡神社 (薬王寺)		昭和33年 3月20日
村屋坐弥富都比売神社の社そう		村屋神社 (蔵堂)		昭和58年 3月15日	

資料:文化財保存課

## 第5節 人権の尊重

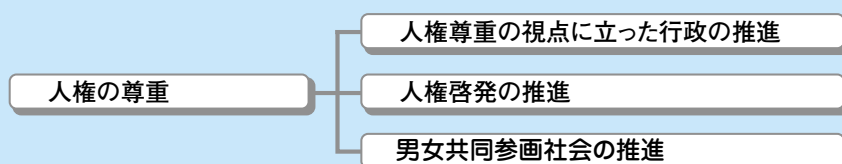
### 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしく生きいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点からみつめ、お互いを尊重し合うことが大切です。

本町における基本的人権の尊重に対する取り組みとして、住民に理解と認識を深め、人権意識を高めるために、広報をはじめ、各種イベントなど多様な機会を通して、あらゆる人権問題の解決に向け人権啓発活動を推進してきました。

また「人権教育のための国連10年 田原本町行動計画」に基づき、人権意識の一層の高揚を図るために、関係機関や団体と連携して、各分野における推進体制の整備・充実も図ってきました。

こうした取り組みは、家庭、地域社会、学校、職場など多くの人々や団体に認識されつつあり、今後とも、行政施策全般に人権尊重思想の視点を取り入れ、人権行政の推進を図り、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。



## 施 策

## 1. 人権尊重の視点に立った行政の推進

## ①人権意識の高揚

職員一人ひとりが、人権を自分自身の問題と捉え、職務や研修を通して人権意識の高揚に努めるとともに、豊かな人権文化の創設をめざした「福祉」「健康」「安全・安心」「環境」等あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。

## ②住民意識の把握

すべての住民の人権が尊重され、保障されるまちの実現に向け、人権に関する住民意識調査をはじめとするさまざまな取り組みに関する意見集約を図ります。

## ③人権相談の充実

すべての住民の人権が尊重されるよう、関係機関との連携を図り、人権相談の充実に努めます。

## 2. 人権啓発の推進

## ①広報・啓発活動の充実

人権尊重の意識が、一人ひとりの日常生活の中に定着するよう、広報をはじめ、各種のイベントなど多様な機会と場を通して、情報を提供するとともに、関係機関・団体等との連携協力を努めるなど、効果的な啓発活動を行います。

## ②新たな人権侵害等への対応

インターネットによる人権侵害に対しても、「啓発連協」において活動している「インターネットステーション」との連携により、悪質・陰湿な差別書き込み防止などの啓発活動を行います。

## 3. 男女共同参画社会の推進

## ①男女共同参画社会への住民意識の高揚

男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが各分野で進められるよう、総合的な推進体制づくりに努め、男女共同参画推進プランの策定に取り組みます。

## ②社会環境の整備

女性の就業機会の拡大や、男女がともに働きやすい就業環境を構築します。

# 第3章 都市基盤が充実したまちづくり

## 第1節 市街地整備

### 現状と課題

本町はこれまで、都市基盤の整備を計画的に推進し、国道24号を基幹軸に、都市圏近郊地として利便性は高くなっています。しかし、社会の成熟や価値観の多様化が進む中では、利便性・快適性の確保に加え、住む人や訪れる人を魅了する個性的なまちづくりが求められています。

そのため、現在計画が進められている京奈和自動車道田原本インターチェンジ周辺地区に、地域特性を活かした都市整備の推進、また主要地方道桜井田原本王寺線における商業施設の設置等を図ることにより、新しい都市の拠点づくりを進める必要があります。

本町の顔となるべき田原本駅周辺は、駅前機能としての広場やアクセス道などが十分ではなく、商店街の活力も低下傾向にあります。また、老朽化した木造の住宅が建ち並び、防災上の立ち後れも懸念されています。今後の田原本駅周辺のまちづくりにあたっては、平成21年度に駅前広場が完成の予定です。駅周辺の整備を行うことにより、活力を生み出す拠点づくりを行い、生活都市としての駅周辺地区のまちづくりを図らなければなりません。

このほか、今後の定住人口の増加策をはじめ、企業誘致の推進などにより、住居系や工業系を中心に新たな土地需要が発生することも考えられるため、秩序ある総合的で計画的な土地利用を推進していくことが重要となっています。

また、本町は豊かな緑と一体化した生活環境とふるさと景観を形成しています。優れた景観は、まちに個性と魅力を与え、人々の愛着心を育て、心のよりどころとなります。今後、さまざまな分野において景観形成への総合的な取り組みを推進することにより、住民が愛着と誇りをもって快適に暮らすことができ、訪れる人々が親しみと魅力を感じる個性とうるおいのある美しいまちづくりを進めることが期待されています。

市街地整備

計画的な土地利用の推進

田原本駅周辺整備の促進

景観に配置したまちづくり

## 施 策

## 1. 計画的な土地利用の推進

## ① 土地の有効活用と土地対策の推進

人と自然が調和し、バランスのとれた総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、都市計画の基本的な方針となる都市計画マスタープランにより、適正かつ合理的な土地利用を計画します。

## ② 土地利用の規制・指導

機能的で秩序ある市街地を形成するため、実態に応じた都市計画・用途地域の見直しを計画的に行います。

## 2. 田原本駅周辺整備の促進

## ① 田原本駅周辺整備の促進

平成17年度から開始された駅周辺の整備は、本町の活力を生み出す拠点づくりをめざし、平成21年度に完成を予定しています。今後、完成した駅前広場を中心に、生活都市としての駅周辺地区のまちづくりを促進します。また、この整備状況を鑑みながら、笠縫駅・黒田駅前については、整備を検討します。

## ② 市街地の活性化

駅周辺整備に伴う中心市街地の活性化として、居住人口の増進を図るため、民間活力と連携し、多様な都市型住宅の整備を促進します。

## ③ 利便性の向上

再開発事業の目的として、都市生活の利便性があり、新たな駅前利用者の増加をめざし、中心市街地の活性化・利便性の向上を図ります。

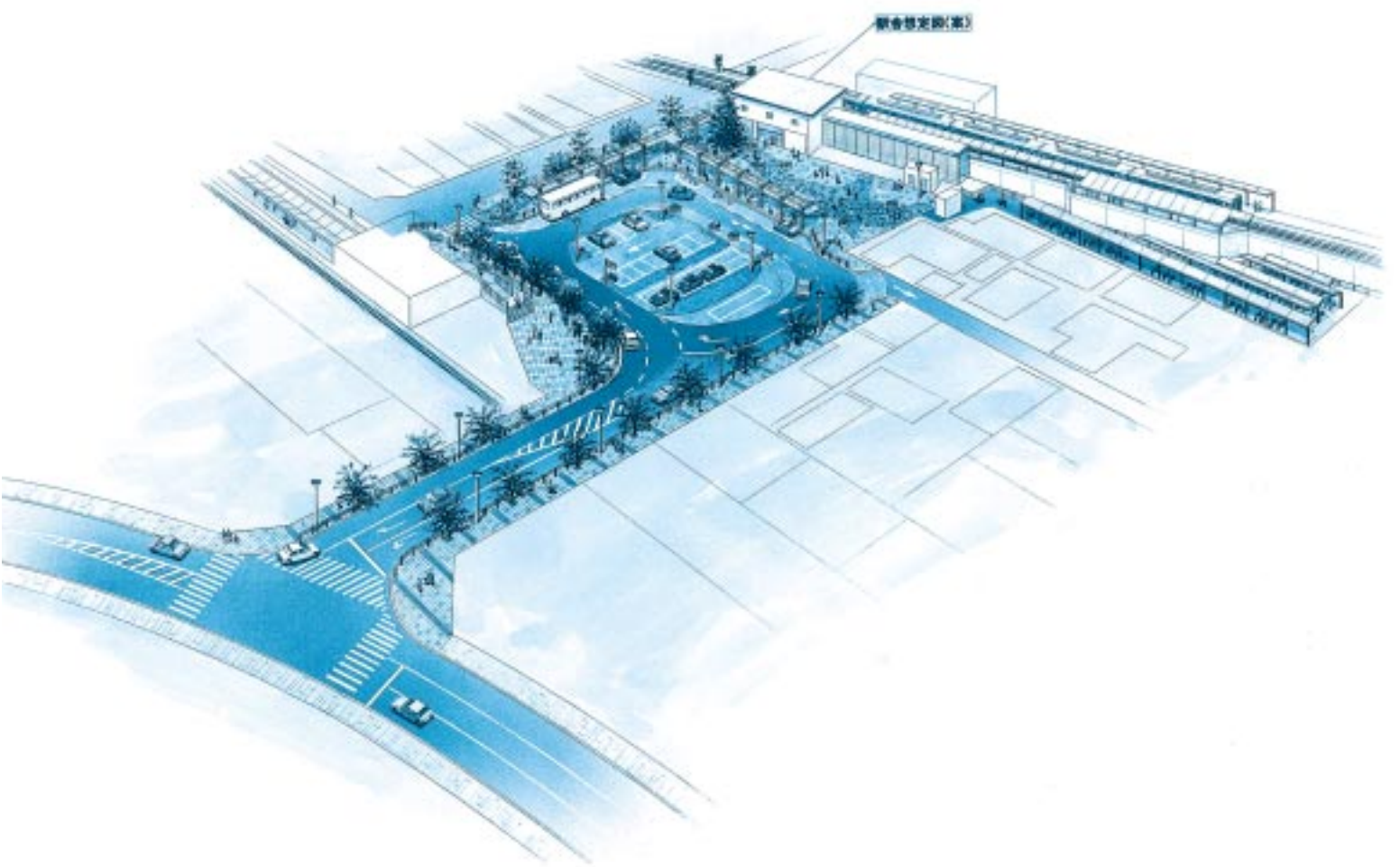
## ④ 駐輪場の整備

駅周辺整備に伴い、平成19年度に駐輪場が完成し、あわせて駐車場の建設にも取り組みます。

## 3. 景観に配慮したまちづくり

本町の歴史・文化など、地域の特性に応じた景観の形成を促進し、良好な都市景観の創出に努めます。

## 田原本・西田原本駅駅前広場整備イメージパース





### 主要道路



## 第2節 道路交通

### 現状と課題

道路は、住民生活と産業活動を支え、また、災害時には避難路ともなる重要な都市基盤であり、沿道の活用も含めうるおいのある生活を営むための大切な空間でもあります。

本町の道路体系は、南北に縦断する国道24号、京奈和自動車道、本町と周辺市町村を東西に結ぶ主要地方道桜井田原本王寺線を中心に、その他生活幹線としての一般県道6路線と町道があります。

しかし、交通量の増加に伴い、国道24号だけでは十分に対応できない現状にあり、京奈和自動車道の整備により、和歌山・京都方面との広域道路ネットワークも可能になることから、事業整備の早期完成を促進する必要があります。

さらに京奈和自動車道には田原本インターチェンジが計画されており、これにより、本町も高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになるため、この機能を十分に発揮できるよう、町内道路網の整備を充実させていく必要があります。

町道については、未改良箇所を順次改良を進めていくとともに、幹線道路を軸として町域の一体的で有機的な道路網が形成されるよう、整備を進める必要があります。

また、今後の道路整備にあたっては、子どもや高齢者をはじめすべての人に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、広域的整備が求められています。

道路交通

高速交通網の整備促進

幹線道路網の整備

生活道路網の整備

## 施 策

## 1. 高速交通網の整備促進

## ①京奈和自動車道の整備促進

京奈和自動車道へのアクセス道の整備などについて、国・県などの関係機関に要請するとともに、事業実施にあたっての周辺地域の生活環境への配慮や環境保全対策など、利便性や快適性向上への取り組みを要望します。

## 2. 幹線道路網の整備

## ①国道の整備促進

国道24号及び主要地方道桜井田原本王寺線の整備促進を要望します。また、京奈和自動車道を活用した、広域道路ネットワークの充実を図ります。

## ②県道・主要地方道の整備促進

県道・町道の整備促進をはじめ、近隣市町村、工業地帯などを結ぶ道路網の整備を促進するとともに、町内幹線道路ネットワークの充実を要望します。

## ③道の駅の整備

人・もの・情報の交流拠点として、唐古・鍵遺跡とのつながりをもった道の駅の整備を検討します。

## 3. 生活道路網の整備

## ①生活道路の整備

集落間や公共施設間を結ぶため、関係自治会、地権者の協力を得て生活道路の整備を図ります。

## ②歩道の整備

通勤・通学などの自転車、歩行者の安全を図るため、歩道の整備を進めます。

## ③交差点、歩道などのバリアフリー化

高齢者や障害者の利便性や快適性の向上に向け、道路環境のバリアフリー化に努めます。

## ④幅員等の整備

市街地の主要交差点の改良や、幅員等の整備を進めます。

## 第3節 上下水道

### 現状と課題

水道は、住民にとって大切なライフラインの一つであることから、災害時を想定した代替性のある配管布設や水質の維持・向上などの管理体制を充実させていくことが求められています。

老朽管の布設替えについては計画的に進めており、その残延長は平成16年度末時点で全体の5.8%となっています。今後も引き続き、下水道事業等との連携を図りながら、効率的に布設替を進めていく必要があります。

現在、本町では田原本町浄水場と田原本町配水場の2拠点から配水を行っています。水源については、平成18年1月現在15本の井戸があり、そのうち6本の井戸に水位の低下がみられます。このため、水源の確保については、既設井戸の活性化を行いつつ、新設井戸のさく泉を推進していく必要があります。

今後も水源の維持管理をはじめ、水源周辺の環境の保全を図り、給水サービスの向上と安全で安定した水の供給に努めます。

下水道はトイレの水洗化・汚水処理、また公共用水域の水質保全等による快適でうるおいのある生活環境に極めて大きな役割をもつ都市施設です。

平成17年9月末現在、普及率は77.0%、水洗化率は93.4%に達しており、今後も積極的に下水道の整備と運営に取り組んでいかなければなりません。

下水道の普及により、大和川水系の水質は一時の劣悪な状況を脱し、除々に改善してきましたが、流域の市町村が一体となって水質改善に取り組んでいかなければなりません。下水道は、良好な水環境や健全な水循環を保全・再生することにより、地球環境に貢献できるものであることから、今後より一層住民の理解と協力が必要な事業と位置づけられます。

上下水道

経営の安定化

より良質な水の安定供給

公共下水道の整備

## 施策

### 1. 経営の安定化

経営の効率化や経費の節減に努め、財政の健全化を図り、サービスの向上をめざします。

### 2. より良質な水の安定供給

#### ①水利用に対する啓発

広報などにより、水資源の大切さ、節水意識の啓発を図ります。

#### ②水源施設の維持管理

今後も良質な水の安定供給を図るため、水道施設の改修及び水源の新設・改修等を行い、自己水の確保に努めます。

#### ③災害時の安定した給水体制

地震災害などに備え、水道施設の耐震化、給水車の配備、給水タンク・応急復旧用資機材の確保と整備、近隣市町村との応援体制の強化をします。

#### ●年度末配水状況の推移

年 度	年度 配水量(m <sup>3</sup> )	一日平均 配水量(m <sup>3</sup> )	給水人口 (人)	普及率(%)
平成11年度	4,439,780	12,131	33,546	100
平成12年度	4,426,860	12,128	33,676	100
平成13年度	4,397,850	12,049	33,710	100
平成14年度	4,299,566	11,780	33,750	100
平成15年度	4,096,868	11,194	33,589	100
平成16年度	4,106,204	11,250	33,616	100
平成17年度	4,041,680	11,073	33,529	100

資料:水道部施設課



### 3. 公共下水道の整備

#### ①下水道計画区域の整備

下水道計画区域を早期に整備し、平成31年度に町内全域の整備完了をめざします。

#### ②運営の効率化

建設改良費のコスト削減を積極的に推進するとともに、投下資本の早期回収を図るため、適正な使用料の改正を行い運営の効率化を図ります。

#### ③住民周知の徹底

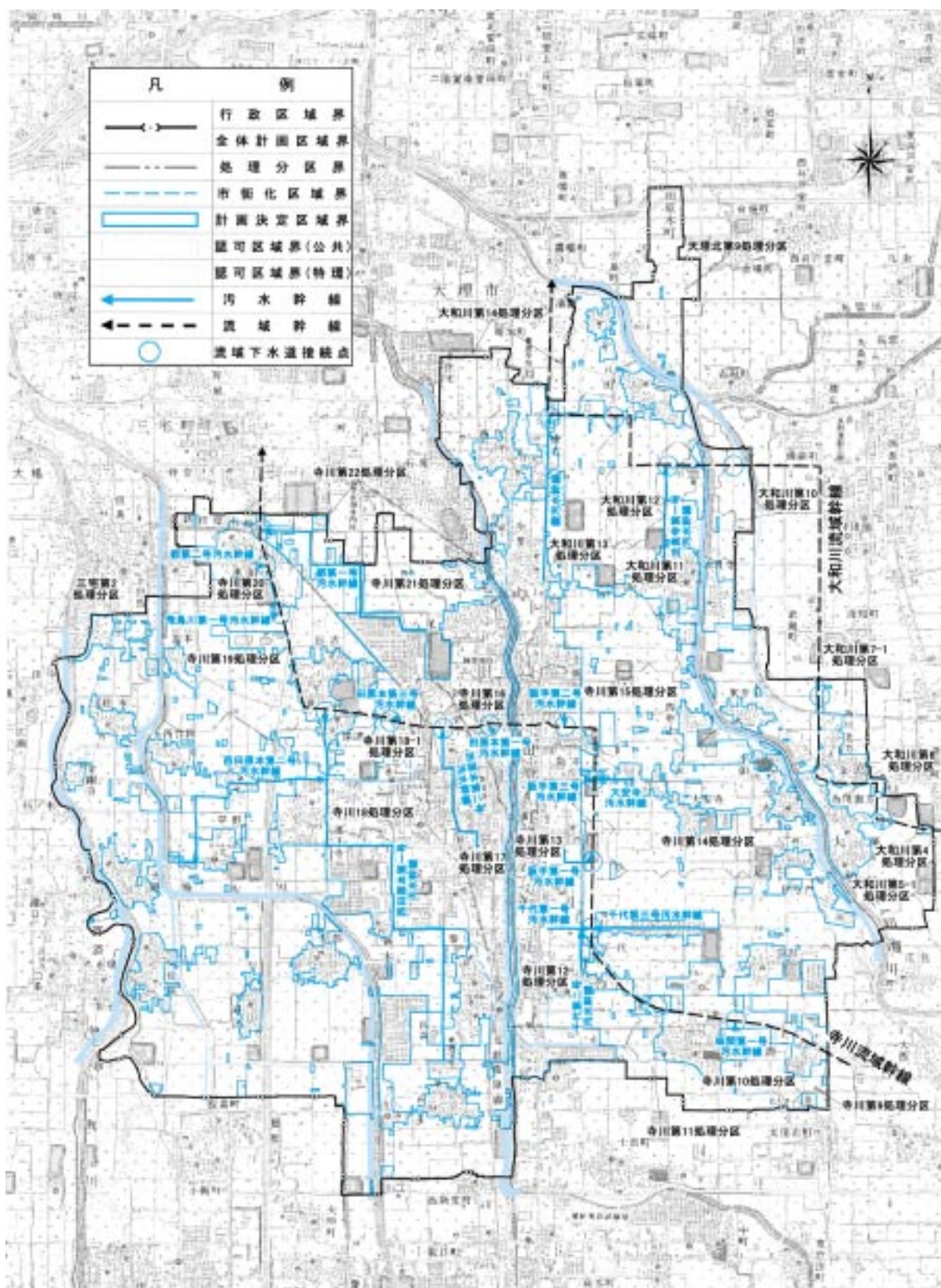
供用開始区域では、水洗化の促進に努めるとともに、固形物・油脂類等の処理困難なものを下水に流さないよう、住民及び事業所等に周知徹底を図ります。

#### ④水洗化率向上の推進

未接続世帯へ周知するため、下水道事業についての理解と広報活動の充実を図り、接続を促します。



## 公共下水道の計画図



## 第4節 住環境

### 現状と課題

住宅は生活の拠点であり、家庭教育の場、家族の団らん・安息の場として、コミュニティを形成する場所でもあります。そのため、良好な住宅をはじめ、ライフスタイルに対応した豊かで暮らしやすく、社会環境への変動に対応できる快適な住環境の整備が求められています。

本町は、奈良盆地の中央部に位置し、古代条里制の区画をそのまま残し、中心市街地はかつての寺内町・陣屋町・宿場町に由来する骨組みを受け継いでおり、町全体が古代から近世までの歴史的風土を色濃く残したところです。

中心市街地は、17世紀に形成された寺内町、その後の陣屋町に由来する市街地です。このため、寺内町にあたる地区は、由緒ある社寺や伝統的な建造物が分布する反面、道路が狭く、住宅等が集中し、人口密度が高い市街地が形成されているため、まちには緑とオープンスペースが少ない状況となっています。さらに既存の集落や市街地においても、大変狭い道路が多く、防災面及び現在の車社会に対応した住環境整備が必要です。

また、公共公益施設等については、全国的にバリアフリー化が進んでいることから、民間開発においてもバリアフリー化の誘導が課題となっています。

住環境

中心市街地の活性化

災害に強い住環境整備

緑化とオープンスペースの確保

個性ある景観の形成

バリアフリー化の推進



**施 策****1. 中心市街地の活性化**

駅周辺整備に伴う中心市街地の活性化として、居住人口の増進を図るため、民間活力と連携し、多様な都市型住宅の整備を促進します。

**2. 災害に強い住環境整備****①耐震化対策等の充実**

既存の市街地では、老朽化した木造家屋が密集していることから、耐震化対策や不燃化対策を推進した有効な手法で、災害に強い住環境を推進します。

**②雨水流出の抑制**

宅地化による雨水の流出負荷を軽減するため、雨水流出抑制施設の導入を推進します。

**3. 緑化とオープンスペースの確保****①緑化の推進**

緑豊かな住環境に向けて、公園・道路・河川など公共施設の緑化のほか、民間にも広く協力を求め、多くの樹木を植栽するよう努めます。

**②住環境に対する住民意識の向上**

住民の誰もが気軽に利用できるオープンスペースを各所に設けるとともに、快適な生活水準を維持するため、住環境に対する住民意識が向上するよう啓発活動を行います。

**4. 個性のある景観の形成**

昔ながらの面影をとどめる中心市街地及び中心市街地周辺のまちなみについては、文化・歴史を活かした個性のある住宅市街地として形成します。

**5. バリアフリー化の推進**

障害者、高齢者等をはじめとするすべての住民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進します。

# 第4章 快適に生活できるまちづくり

## 第1節 循環型社会

### 現状と課題

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、住民・事業者・行政が、地球環境保全の視点に立って、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的な役割を果たすことが必要です。

近年、地球環境問題の一つとして地球温暖化が注目され、平成9年に採択された京都議定書により、温室効果ガス（二酸化炭素・メタンなど）の排出量の削減目標を国ごとに定められ、この京都議定書が平成17年に発効されたことによって、世界的規模で地球環境保全に向けた取り組みが高まっています。

本町においては、平成9年より可燃ごみの指定袋の導入、続いて平成11年からは資源ごみの指定袋の導入を図りました。また、一定枚数を上回ると有料で指定袋を販売する一部有料化を実施するとともに、家庭用生ごみ処理器の購入費助成や古紙・カン・ビン・ペットボトル等の資源回収に取り組み、ごみの減量化やリサイクル（再資源化）の推進に努めています。

今後は、複雑・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境の見直しや自然環境の保全・省資源・省エネルギーの導入など中長期的視点に立った環境関連施策を総合的・計画的に推進します。また、より一層のごみ減量・資源化と各自がごみに責任を持つ社会の実現を図るため、平成18年より家庭ごみの指定袋を全面有料化し、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

循環型社会

環境保全推進システムの構築

環境教育及び環境学習の推進

ごみの減量とリサイクルの推進

適正処理の推進

## 施策

### 1. 環境保全推進システムの構築

#### ①参加・協働による環境づくりの推進

住民・事業者・行政が環境保全の活動に取り組み、一人ひとりがそれぞれの立場で参加・実践することが重要であることから、協働しながら環境作りに取り組みます。

#### ②グリーン購入法の推進

平成12年に公布された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」によるグリーン購入は、環境負荷の少ない物品等の市場拡大により、間接的に環境保全に有効な手段であることから積極的に取り組みます。

### 2. 環境教育及び環境学習の推進

子どもから高齢者まで幅広い住民が、さまざまな体験などを通じて環境についての関心を持ち、楽しみながら認識を深め、知識を身につけることができるよう、公民館講座や「こどもエコクラブ」への参加を促進するなど、多様な環境教育・環境学習の機会を充実させます。

#### ●年度別ごみ収集量の推移

単位: t

年 度	可燃物	不燃物	粗大ごみ	持込ごみ	資源ごみ
平成10年度	6,681	982	523	4,067	465
平成11年度	6,670	771	444	5,866	611
平成12年度	6,672	582	568	3,836	789
平成13年度	6,843	601	384	4,449	760
平成14年度	6,983	578	402	5,073	763
平成15年度	7,150	600	452	5,077	696
平成16年度	7,093	569	440	5,156	838
平成17年度	7,100	521	439	5,893	850

資料:環境管理課

### 3. ごみの減量とリサイクルの推進

#### ①ごみ焼却施設の整備

平成27年度までに新たな場所で、ごみ焼却施設の設置を図ります。また、焼却施設の建設に伴い、廃棄物の再利用等を行うリサイクルセンターを併設し、新たなリサイクル事業の展開を図ります。

#### ②再資源化の推進

地域住民及び各種団体による資源ごみの回収を促進するとともに、不用品の再利用を促進します。また、容器包装リサイクル法対象品目の分別回収と再資源化を促進します。

#### ③分別の周知・徹底

ごみの出し方を示したパンフレットの配布や広報、ホームページなどを通じた幅広い広報活動により、ごみの分別を徹底するとともに、回収体制の充実を図ります。

### 4. 適正処理の推進

#### ①施設の適正な維持・管理

清掃工場の操業にあたっては、安全な運転管理と適正な維持管理に努め、故障・事故の事前防止と効率的処理を図ります。

#### ②不法投棄等の防止

不法投棄禁止の看板設置や、地域住民・自治会等の協力により対応していますが、ごみの全面有料化に伴い、ルール違反をしたごみの排出や不法投棄及び野焼きなどの増加が懸念されることから、今後もパトロール監視を強化し、悪質な者に対しては、警察及び関係機関との連携をより一層密にして、防止に向けた取り組みを図ります。

## 第2節 環境衛生

### 現状と課題

高度経済成長を契機とした大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や社会経済活動によって、自然破壊や公害、さらには、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、さまざまな地球規模の環境問題が発生しています。

本町においては、人口の集中や社会経済活動の活性化、生活様式の変化等により、廃棄物問題や大気汚染、生活排水による河川の汚濁等、都市・生活型公害が生じています。

今後とも、良好な環境を育み、将来に引き継いでいくためには、環境問題を地球的視点でとらえ、住民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携し、協力しながら積極的に行動することが必要となっています。

特に、地球環境問題についての普及啓発活動をはじめとして、住民・事業者等の積極的な参加、協力や自発的な活動に対する支援等の充実を図りながら、地域活動を支える基本的な要素であるエネルギー、資源、水の効率的な利用を進めていくことが重要な課題となります。

また、し尿については、昭和58年に建設した浄化センターで適正な処理を進めています。し尿処理量の推移を見ると、公共下水道等の普及により年々減少しており、平成16年度は1日あたり22.5klとなっています。特に、生し尿は平成10年度の約70%にまで減少し、浄化槽汚泥も平成14年度から減少傾向に転じています。

本町の浄化センターは、施設の老朽化が進み、また、現在の実処理量が1日の処理能力50klの半分以下となっており、今後も減少が見込まれる処理量に応じた施設の整備が必要となっています。

環境衛生

環境汚染防止対策の推進

し尿処理体制の推進

## 1. 環境汚染防止対策の推進

### ①公害の予防と監視・指導の強化

澄んだ空気ときれいな水に囲まれた生活環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等に対する監視体制を強化し、公害の未然防止に努めます。

### ②騒音・振動・悪臭などの公害への対策強化

近隣騒音や悪臭などの住民相互の生活型公害による問題を未然に防止するため、近隣相互の良好な関係づくりの支援に努めます。

### ③環境保全の推進

清潔で快適なまちをつくるため、住民の環境美化意識の高揚を図りながら、住民・事業者・行政が一体となった環境美化活動を推進します。また、飼い犬のフン害等の防止に努めるとともに、愛がん動物の終生飼養の啓発等を推進します。

また、町地球温暖化対策実行計画に基づき、行政自らが環境への負荷の低減に努めるとともに、アイドリングストップ運動など地球温暖化、酸性雨等の地球環境問題への住民、事業者の積極的な取り組みを促進します。

## 2. し尿処理体制の維持

### ①し尿処理施設の適切な維持・管理

浄化センターについては、老朽化が進む中、処理量に応じた施設設備の適切な整備、修繕を推進しながら、放流水質の保全を図り、万全な処理体制の維持に努めます。

### ②適正な浄化槽の管理の周知

浄化槽の水質検査や清掃・保守・点検に対する周知を行います。

## ● 浄化センターにおける処理量の推移

単位:kl

年 度	し尿	浄化槽汚泥	合計	1日当たりの 処理量
平成10年度	3,421	7,836	11,257	30.8
平成11年度	3,151	7,184	10,335	28.3
平成12年度	2,897	6,940	9,837	27.0
平成13年度	2,863	7,013	9,876	27.1
平成14年度	2,654	6,920	9,574	26.2
平成15年度	2,518	6,619	9,137	25.0
平成16年度	2,439	5,773	8,212	22.5
平成17年度	2,409	5,617	8,026	22.0

資料:環境管理課

## ● 田原本町し尿処理件数の推移

単位:件

年 度	し尿	浄化槽	下水道
平成10年度	1,620	4,535	3,242
平成11年度	1,387	4,631	3,861
平成12年度	1,312	4,310	4,417
平成13年度	1,238	4,050	4,916
平成14年度	1,188	3,894	5,380
平成15年度	1,095	3,520	6,015
平成16年度	994	3,212	6,571
平成17年度	936	2,955	7,022

資料:環境管理課



## 第3節 公園・緑地

### 現状と課題

本町の公園は、従来の開発により寄付されたものや、農村公園として設置した小規模な街区公園が大半でしたが、平成8年度より大規模な公園整備に取り組み、平成15年には一定の整備が進んだと考えられます。

その成果として、「田原本町イベント広場」や大和川の河川敷を利用した「しきのみちはせがわ展望公園」、清掃工場に隣接した「やすらぎ公園」が完成し、それぞれ地域の憩いの場として親しまれています。

唐古・鍵遺跡の史跡公園整備事業は、平成11年度から公有化を進め、唐古池を除く約7haが平成18年度末までに概ね終了する予定です。その後、史跡整備を進めていくこととなりますが、唐古・鍵遺跡の公園整備は、大規模なため、長期に及ぶことが予想されます。これらのことから、現行の公園整備計画は、歴史的建造物の復元手法も研究し、適宜見直しを図りながら町民のニーズと史跡公園としてふさわしい公園づくりを行う必要があります。

今後、少子・高齢化が進む中で、公園への住民ニーズは変化に富み、多種・多様化していくことが予想され、計画的な整備・保全に努める必要があります。

公園・緑地

公園の整備

緑化の促進

水辺環境の整備



## 施 策

## 1. 公園の整備

## ①唐古・鍵史跡公園の建設

用地公有化が終了後、約7～10年かけて公園整備に取りかかりますが、完成までには長期にわたるため、一定区域ごとに開園していきます。公園という性格上「憩いの場」としての利用が中心になりますが、史跡公園という側面も有していることから、歴史学習の場として活用を図るソフトづくりも進めていきます。また、広大な公園の維持管理等の課題もあり、その方策を模索しながら、「官」「民」協力体制づくりも行っていきます。

## ②史跡公園の活用

唐古・鍵遺跡の史跡公園は、一地区の公園としてではなく、広域型の公園として位置づけ、各地の文化財や遺跡公園とのネットワークを整備します。

## ③個性ある公園の整備

公園整備の際、どのような公園を住民が望んでいるのかニーズを把握しながら、整備を進めます。また町全体の緑の保全・整備及び緑化推進を図り、住民とともに緑地の整備に取り組みます。

## ④その他の公園の整備

スポーツ・レクリエーション施設や子どもの身近な遊び場を備えた公園整備を図ります。

## ⑤公園の管理運営

住民や企業との連携による公園の管理・運営方策について検討するとともに、公園ボランティアの育成を図ります。

## ⑥斎場・公園墓地

斎場及び墓地は各墓郷で管理・運営されていますが、一部墓郷周辺環境整備や斎場の整備が不十分であります。

今後は、墓地需要を考慮しつつ、静寂で親しみのもてる公園機能を有した公園墓地等の建設を検討します。



## ●公園の状況

年 度	人口	箇所数	面積	1人当たりの公園面積
平成 5年度末	32,715人	51箇所	3.41ha	1.04m <sup>2</sup>
平成10年度末	33,255人	61箇所	6.20ha	1.86m <sup>2</sup>
平成16年度末	33,616人	80箇所	13.04ha	3.88m <sup>2</sup>

資料:都市計画課

## 2. 緑化の促進

### ①緑化活動の推進及び促進

公共施設の緑化推進及び民間施設、公共道路等の緑化促進を図ります。また、学校教育を通じた緑化体験や環境学習の推進により、住民自ら緑化運動に取り組める体制の整備に努めます。

### ②緑のネットワークづくり

地区の骨格を形成する幹線道路などの街路緑化を景観にあわせて効果的に行います。

### ③緑の保全

自然環境や生活環境の保全に重要な役割を果たしている水田は、人々にうるおいを与える空間として、また動植物の生息空間として、保全に努めます。

## 3. 水辺環境の整備

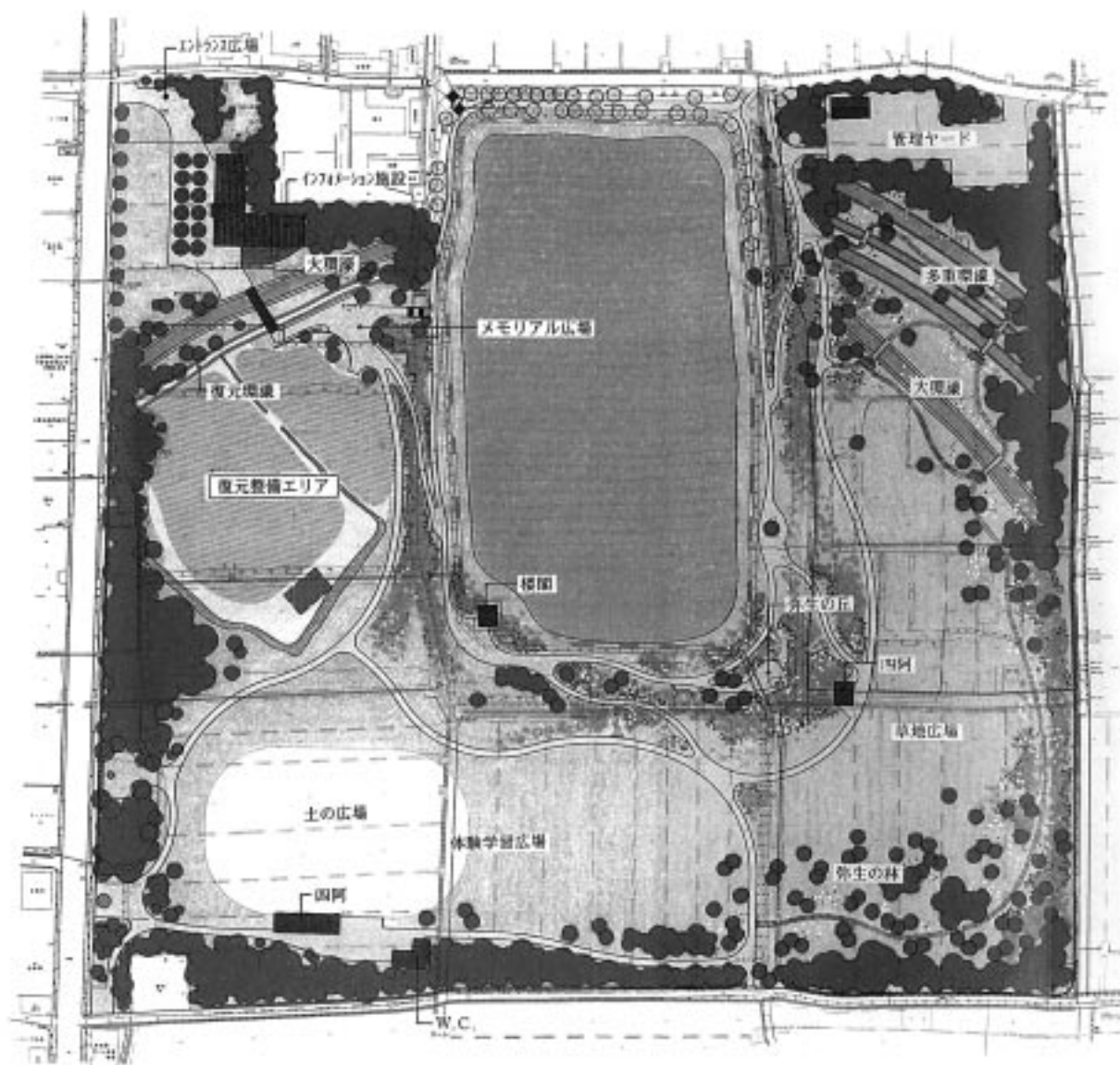
### ①親水機能の活用

旧河川敷を活用した「しきのみちはせがわ展望公園」が完成し、親水機能が整備されました。今後、親水機能が活かされたイベントの実施などに努めます。

### ②河川の美化

河川の維持管理に努めるとともに、住民に対する啓発活動を行うなど、環境美化に対する意識の啓発を行います。

### 唐古・鍵遺跡整備計画図



## 第4節 安全なまちづくり

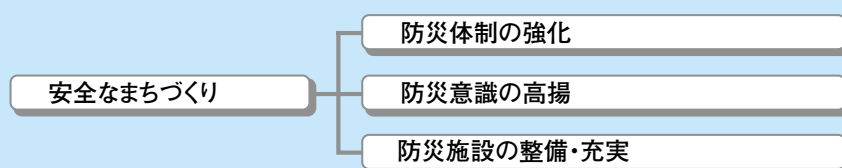
### 現状と課題

自然災害をはじめとするあらゆる災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の最も基本的で重要な役割です。

本町は、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されているとともに、これらを想定した対策が求められています。このため、阪神・淡路大震災などの教訓を活かし、さまざまな角度から検討を加え、防災体制の確立に努めています。

災害に強いまちづくりを進めるためには、日頃から住民一人ひとりが自主防災の意識をもち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけ、地域の人々が協力して防災活動を行っていく自主防災組織の育成が重要です。本町では、平成17年度までに自治会単位の自主防災組織が町内で4団体設立されています。また、常備消防としての山辺広域行政事務組合を補完する消防組織として、6分団93名で組織された田原本消防団がありますが、近年は若年層の団員の確保が課題となっています。また、多数の防災関連機関の参加と協力による防災訓練を充実し、地域社会を含めた防災体制を確立していく必要があります。

さらに、災害発生時に迅速に対応し、被害を最小限にとどめるためには、地域防災ネットワークを確立し、災害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが重要です。さらに、想定される災害の規模や内容を検討し、避難所の位置や設備、避難経路の見直しを進めるなど、防災対策の充実に努めていかなければなりません。



## 施 策

## 1. 防災体制の強化

## ①防災計画の整備、危機管理体制の確立

東南海・南海地震対策や風水害などによる河川災害対策を想定し、平成16年度に見直しを行った地域防災計画の実施に努めます。また、危機管理に対する組織体制の強化及び危機管理マニュアルの整備を進めます。

## ②水防対策の強化

今後も河川や水路の管理施設等の巡視を強化し、水害の未然防止に努めます。

## ③住民による防災活動の推進

地域の実情に応じ、自治会などを中心とした自主防災組織の育成に努めるとともに、防災体制との連携を図ります。また、災害発生時に個人、グループ、企業などのボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、関係機関と連携し、活動体制や環境などの整備を図ります。

## ④情報収集伝達体制の強化

奈良県防災行政通信ネットワークシステムを活用し、情報の伝達・収集機能の強化を図ります。

## ⑤広域応援体制の整備と強化

広域的な防災対策を円滑に進めるため、情報連絡体制の整備など相互応援体制を強化するとともに、災害の規模や内容を想定し新たな広域応援体制の整備に努めます。

## ⑥消防体制の強化

山辺広域行政事務組合と連携し、消防車両や資機材の整備を進めるとともに、人材の育成・強化・消防団活動の充実に努め、消防力の向上を図ります。

## ⑦国民保護計画の推進

武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活に与える影響が最小となるよう、関係機関の役割分担やその具体的な措置を定める国民保護計画の推進を図ります。

## 2. 防災意識の高揚

### ①防災意識の醸成

広報やホームページなどあらゆる広報媒体を活用し、災害に対する準備の必要性について理解を深めてもらうなど、危機管理・防災意識の醸成に努めます。

### ②防災訓練の推進

住民や防災関連機関の参加のもと、定期的に防災訓練を実施し、地域における連携体制及び防災力の強化に努めます。

### ③情報提供の推進

地域の状況に応じた洪水ハザードマップを作成し、危険箇所をはじめ、避難所や避難経路の見直しと周知徹底を図り、住民が安全に避難できるよう、情報提供に努めます。

## 3. 防災施設の整備・充実

### ①耐震化の推進

防災拠点施設、学校や避難所など地震防災上緊急に整備すべき施設などから計画的に耐震化を進めます。また、一般住宅についても広報などを通じ、耐震化に対する情報提供を行うなど、住宅の耐震化を促進します。

### ②避難路・避難所の整備と周知徹底

避難所の適正配置と充実に努めるとともに、毛布や食料品などの生活必需品の備蓄及び円滑な供給体制の整備を進めます。

### ③防災資機材の充実

土のう、杭、シート、スコップなどの防災資機材の充実に努めます。



## ● 救急出動件数の推移（田原本町内）

単位:件

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1,243	1,168	1,243	1,254	1,371

## ● 火災発生件数の推移（田原本町内）

単位:件

年 度	総 数	建 物	車 両	そ の 他
平成 8年	6	5	1	-
平成 9年	8	8	-	-
平成10年	1	1	-	-
平成11年	10	10	-	-
平成12年	16	12	2	2
平成13年	9	6	1	2
平成14年	18	11	4	3
平成15年	6	6	-	-
平成16年	22	13	4	5
平成17年	5	3	-	2

## ● 消防の現況（磯城消防署 平成18年4月1日現在）

常備 消防	職員数	梯子車	水槽付 ポンプ 自動車	ポンプ 自動車	救急車	広報車	小型動力 ポンプ 積載車	単車	小型動力 ポンプ	貨物車
	40人	1台	2台	1台	2台	1台	1台	5台	1台	1台

田原本 消防団	分団数	団員数	消防ポンプ 自動車
	6分団	93人	6台



## 第5節 防犯・交通安全

### 現状と課題

都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域社会の連帯意識が薄れ、高齢化の進行とも相まって、身近な生活の場での犯罪の発生につながる要因が増加し、治安の悪化が進んでいる状況にあります。

本町における平成17年の犯罪認知件数は509件にのぼり、住民の治安低下への不安が増えています。

防犯活動に関しては、これまで防犯灯の設置補助をはじめ、青色回転灯によるパトロールや防犯協会等における活動の支援に努めてきたところであり、今後も警察等関係機関との連携を強化するとともに、地域における取り組みや防犯意識の高揚を図ることが重要となっています。また、平成10年に施行した生活安全条例の目的のもと、住民・事業者・行政が連携した防犯体制を確立していくことが必要です。

交通安全については、モータリゼーションの進展による道路交通の過密化や交通事故の多発が大きな社会問題になっています。本町における交通事故での死傷者数は毎年500人前後に達しています。その発生原因は、安全不確認などの安全運転義務違反によるものが大半を占めており、交通ルールの遵守やマナーの向上が求められています。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者の免許保有人口が増加することにより、今後は高齢者がドライバーとして引き起こす交通事故の増大が予想され、若者の事故対策とともに大きな課題となっています。

本町においては、交通安全思想の普及、道路環境の整備を進めてきたところですが、交通事故のない安全かつ快適な交通社会の実現に向け、住民一人ひとりの交通ルールを守る意識の向上を図ることが重要であり、参加・実践型の交通安全教育や地域の各種団体と連携した交通安全活動の体制づくりを一層推進することが必要です。

交通環境としては、違法駐車や放置自転車が大きな社会問題となっており、交通安全施設の計画的整備や道路構造の改良とあわせ、関係機関と連携した対応を進めることが重要です。

防犯・交通安全

地域防犯体制の充実

交通安全対策の推進



## 施 策

## 1. 地域防犯体制の充実

## ①自主防犯組織の育成と支援

安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、警察等関係機関との連携を図りながら、住民・事業者・行政等が一体となった運動を展開し、住民が安全かつ快適に生活することのできる地域社会の形成をめざします。

## ②防犯活動の啓発

防犯活動の紹介や、犯罪の状況を広報で掲載し、防犯活動の啓発を行います。

## ③防犯施設の補助

夜間の犯罪防止、通行の安全確保に向け、地域との連携を図りながら、防犯灯の設置補助を促進し、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

(子どもを犯罪から守る活動の支援については、第1章 共に幸せを感じられるまちづくり 第2節 児童福祉 【施策】 4. 子どもの安全の確保に掲載)



## 2. 交通安全対策の推進

### ①交通安全教育の充実

交通安全関係機関・団体との連携のもと、安全運転の励行、交通マナーの向上、安全意識高揚のために、運転者及び歩行者を対象とする講習会や交通教育の徹底に努めます。特に高齢者、子どもに対しては、交通事故から身を守るための交通安全教育を推進します。

### ②交通安全運動の推進

田原本町交通安全計画に基づき、交通安全運動の開催や、住民参加による安全運動を推進します。また、広報・パンフレットなどによる広報活動の充実を図ります。

### ③交通安全施設の整備

歩行者等の安全を確保するため、歩道・ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進め、安全な道路環境の充実を図ります。また、案内標識の設置を進め、道路利用者の利便性の向上に努めます。

### ④違法駐車・路上駐輪の対策

人と車が安全に通行できる交通環境の整備に向け、関係機関と連携しながら、交通安全指導や違法駐車防止の啓発に努めるとともに、放置自転車防止対策を進めるほか、安全で安心な歩行空間の確保に向けた取り組みを推進します。

### ⑤交通秩序の確立

交通事故の防止と交通秩序の確立を図るため、歩行者、自転車利用者など交通弱者の保護、誘導ならびに交通事故多発時間帯の交通監視や街頭指導等を検討します。

(子どもの交通安全確保の取り組みについては、第1章 共に幸せを感じられるまちづくり 第2節 児童福祉 【施策】 4. 子どもの安全の確保に掲載)



● 交通事故(人身)発生件数の推移 (田原本町内)

	人身事故 発生件数	死亡者数(人)	負傷者数(人)
平成13年	379	3	494
平成14年	394	1	509
平成15年	351	1	442
平成16年	381	1	487
平成17年	390	2	478

資料:田原本警察署



# 第5章 活力湧き出る産業振興のまちづくり

## 第1節 農業

### 現状と課題

今日の農業は、食料自給率の低下と農畜産物価格の低迷、農業就業人口の減少・担い手の不足、高齢化、耕作放棄地の増大など、多くの課題に直面しています。特に近年の米事情は、消費の減少により需給バランスがくずれ、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

本町では、平成12年に農業土地利用の方針策定について、田原本町水田農業振興計画を策定し、この計画の推進を図っていますが、麦作振興は生産調整事業を考慮した上で、平成12年から土地利用集積型により個人及び地域で麦の作業受託等の集積を行い、当初作付面積1.9ha（平成12年）から40ha（平成16年）まで作付面積の拡大が図られました。また、地区内の合意による担い手（認定農業者）への土地利用集積の促進を図りつつ、生産性の向上と効率的農業の展開をめざし、用排水路施設、ため池、農道等の土地基盤整備を図っています。さらに、平成17年に国の食料農業農村基本計画が策定され、今後、この計画に基づく担い手の明確化と農地・水・環境保全対策が求められています。

このことから、営農及び集約農業に連携した組織的な活動を通じて営農形態の合理化と効率化や担い手育成を推進するとともに、地域において農地・水・環境保全対策と質的向上を図るため、地域の共同活動を推進し、また、土地利用に係る生産基盤の整備充実に努める必要があります。

また消費者からは、農産物に対してより安全で高品質を求める声が高まっていることから、本町の農産物を活用した直売所を開設していますが、今後より一層地域に根ざした「顔がみえる」「安全で安心な農産物」の取り組みを進め、地産地消運動を推進し、農産物に高付加価値を図る必要があります。

その他、農業の活性化を図るために、都市住民との交流などによる農業生産の維持・増進などを推進していく必要があります。

農業

担い手の育成・支援

安心・安全・信頼の確保

経営を支える生産基盤の整備

食育の推進

## 施 策

## 1. 担い手の育成・支援

## ①担い手の育成

担い手育成総合支援協議会を設置し、地域の中核を担う中核農家、次世代の農業を担う農業後継者、田植えや稲刈り等の作業を受託する農作業受託組織等の多様な担い手の育成・支援を図ります。

## ②担い手に対する大規模化への支援

地域における担い手の認定農業者等に対し、共同機械購入支援などを行い、大規模化への支援を図ります。

## ③法人化加速への支援

関係機関と連携を図り、集落営農組合・特定農業団体・認定農業者等を特定農業法人・農業生産法人へと効率的かつ安定的な農業経営体に早期発展するよう支援します。

## 2. 安心・安全・信頼の確保

## ①農産物の生産振興

消費者ニーズに応じ、安心と安全に配慮した品種、技術の導入や本町の農産物全体の市場性の強化につながる産地ブランドの確立を積極的に推進します。

## ②地産地消の推進

本町の推進作物であるトマト・ナス・イチゴ・ホウレンソウなどの産地直結の販売を実施するほか、学校給食においても本町で収穫された農作物を提供するなど、地産地消事業を展開します。

## ③環境保全型農業の導入・普及

本町のもつ農業資源を活かし、化学肥料や農薬の使用を低減し生産性の向上が図られるよう環境保全型農業を推進します。

## ④都市住民との交流

農業者による市民農園・観光農園の開園を働きかけ、都市住民との交流を推進し、農村の活性化を支援します。

### 3. 経営を支える生産基盤の整備

#### ①農業用水路の整備

農地の保全と生産基盤整備を推進するための農業用水路の整備を図り、集落営農の活性化を図ります。

#### ②農業用道路の整備

農業の生産性の向上、農産物の流通の合理化及び農業の近代化を促進するとともに、農村環境の改善を図るため、農業用道路の整備を推進します。また、農業用道路としての機能を保持し、適正かつ計画的な維持管理に努めます。

#### ③農村環境の整備

水環境整備事業を推進するとともに、集落周辺のため池、用水路等の親水空間などの整備・管理を図り、農村環境の改善を進め、自然環境の保全を図ります。

#### ④効率的な経営の推進

今後、収益性の高い作物を担い手農家や集落営農組織などの経営体に導入し、生産性の高い産地づくりを推進します。また、優良農地の保全、生産基盤の整備、農地の流動化を促進し、集落を基軸とした安定的かつ効率的な農業経営の推進を図ります。

### 4. 食育の推進

#### ①生産者と消費者の交流促進や環境と調和のとれた農業の活性化

消費者と生産者の交流促進を進め、信頼関係を構築するとともに、食品の安全性の確保、食糧資源の有効利用の促進を図ります。

#### ②食文化の発展のための活動支援

地域の農産物を使用した特色ある食文化を認識し、料理講習会を実施して優れた食文化を発展させます。

## ● 農業の現況

	総農家数 (戸)	販 売 農 家						自給的農家	
		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家		農家数 (戸)	構成比 (%)
		農家数 (戸)	構成比 (%)	農家数 (戸)	構成比 (%)	農家数 (戸)	構成比 (%)		
平成 2年	1,643	106	6.5	123	7.5	958	58.3	456	27.8
平成 7年	1,479	110	7.4	131	8.9	822	55.6	416	28.1
平成12年	1,292	100	7.7	115	8.9	716	55.4	361	27.9
平成17年	1,218	122	10.0	99	8.1	593	48.7	404	33.2

資料:農林業センサス

- ※ 兼業農家：世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいい、第1種兼業農家と第2種兼業農家に区分される。
- ※ 第1種兼業農家：兼業農家のうち、自営農業を主とする農家
- ※ 第2種兼業農家：兼業農家のうち、自営農業を従とする農家
- ※ 自給的農家：経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家



## 第2節 商業

### 現状と課題

商業については、近年、大型店舗の郊外進出により中心市街地の空洞化、商店街の衰退の進行などが全国的に大きな課題となっています。

本町においても田原本・西田原本駅前商店街における空洞化現象が進む中、地域活性化対策の一環として、空き店舗を活用し、平成16年に住民参加型のギャラリーを併設した観光ステーション「磯城の里」を開設しました。今後、駅前周辺整備に伴い、中心市街地の在り方等も見直していく必要があります。

また、国道24号沿道の大型商業施設や沿線道路店舗は減少傾向にあり、遠来からの集客は困難な状況です。

今後、住民生活の利便性向上を図り、まちの活力を維持・向上させるためには、本町の歴史と文化を活かした個性的で魅力的な商業地区の整備は重要であり、中心市街地の商業機能回復に向け、商工会はもちろん、関係団体やまちに住み働く人々との連携を図っていかねばなりません。

商業

市街地の活性化

沿線道路店舗の整備

積極的な施策の展開

### ● 商業の現況 (小売・卸売)

	商店数(店)	従業員数(人)	年間販売額等 (万円)
平成 3年	460	2,522	7,141,740
平成 6年	489	2,759	10,485,891
平成 9年	451	2,901	10,219,384
平成14年	428	2,905	8,428,234
平成16年	416	2,871	7,629,730

資料:商業統計調査



## 施 策

## 1. 市街地の活性化

## ① 空き店舗対策の推進

商店街を中心市街地として再活性化させるため、「磯城の里」に次ぐ空き店舗を有効活用し、本町の特産品、土産物を1か所にまとめ、販売できるアンテナショップ等の設置を促進します。

## ② 商店の個性化の推進

本町の歴史的なまち並みを活かし、個性的な商店街を形成するため、商工会などと協力をして環境の整備に取り組みます。

## ③ 消費者ニーズへの対応

ライフスタイルの変化、交通体系の変化に対応した、新たな販売手法の採用や、情報化への取り組みなど商工会などと協力し、活性化に向けた自主的な努力を支援します。

## 2. 沿線道路店舗の整備

## ① 国道24号・主要地方道路沿道店舗の整備

京奈和自動車道（国道24号バイパス）が整備された後、国道24号及び主要地方道路の交通量に大きな影響が考えられることから、沿道の商業機能を集積できる取り組みを図ります。

## ② 駅前整備に伴う環境整備

駅周辺整備による商業拠点の整備を進めるに伴い、利用者の利便性を図るため、駐車場の確保を図ります。

## 3. 積極的な施策の展開

## ① 企業との連携

町内企業と商工会が連携を図り、積極的な企業の育成を推進します。

## ② 情報の発信

インターネットを活用し、商店街の店舗や「磯城の里」の情報を全国に配信し、本町の魅力をPRします。

## 第3節 工業

### 現状と課題

本町は、従来からの衣服、繊維を中心とした地場産業に加えプラスチック、金属製品、食料品加工等の事業所が増加し、工業全体での構成比の中で占める割合が大きく、これらが地場産業として工業の中心を担っています。しかし、現在は下水道や道路の整備率は向上しているものの、製造拠点の海外シフト、輸入品との価格競争等、厳しい経営環境の中では新規参入企業がないのが現状です。

今後、既存企業の経営基盤の強化を図るため、技術改革、経営問題、情報交流等を積極的に取り入れるとともに、京奈和自動車道の開通による優位性を活かした優良企業の誘致に努め、企業ニーズに即応した対応を図っていく必要があります。

また、産学官の連携による新産業の創出やベンチャー企業の育成にも努めていく必要があります。さらに、近年の情報通信技術の進展により、充実した情報・通信網を求め企業が増加しつつあるため、今後、情報基盤の整備をはじめ、企業や労働者にとって魅力的な環境の整備を総合的に進めていくことが必要です。

工業

工業用地の整備

既存企業及び新規立地企業への支援

企業誘致活動の推進

### ● 工業の現況

年度	事業所数(箇所)	従業員数(人)	製造品出荷額等(万円)	備考
平成13年	117	2,423	5,078,483	
平成14年	105	2,444	5,500,613	
平成15年	118	2,478	5,719,172	
平成16年	110	2,360	5,299,910	

資料:工業統計調査 従業者4人以上の事業所

**施 策****1. 工業用地の整備****①環境と調和した用地の整備**

住民の生活に配慮し、良好な基盤を整備するとともに、魅力ある就業の場を確保します。

**②新たな工業用地の確保**

京奈和自動車道の整備に伴い、高速道路網へアクセスする幹線道路の整備により、企業立地環境のさらなる充実を図ります。

**2. 既存企業及び新規立地企業への支援****①異業種交流の推進**

既存企業による技術交流、情報交換を目的として異業種交流や大学などの教育研究機関との交流を推進し、企業の技術水準の向上と新たな分野への事業発展を促進します。

**②中小企業の育成**

中小企業に対し、経営・経済に関する諸問題についての講習会や研修会などを通じて人材を育成し、商工会との連携を強化し、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

**③情報交流の推進**

既存企業、新規立地企業及び町との交流会を実施し、行政施策をはじめ、雇用などに関する地域の情報提供を進めます。

**④情報化の推進**

企業が情報化を推進するための環境を整備し、事業活動の機会拡大を図ります。

**3. 企業誘致活動の推進****①積極的な企業訪問の実施**

県との連携をはじめ、あらゆる手段による情報収集に努めるとともに、積極的に企業訪問等を実施し、誘致の推進を図ります。

**②ホームページ等によるPRの推進**

本町の工場適地などの紹介を町ホームページ等で進め、企業誘致に向けて積極的なPR活動を展開します。

## 第4節 観光

### 現状と課題

観光の振興は、多くの人々の来訪によってまちに賑わいと活気をもたらすだけでなく、本町の知名度も向上し、住民のまちに対する愛着や誇りの醸成、さらには地域産業の振興にも優れた効果が期待できます。

本町には、弥生時代を代表する唐古・鍵遺跡や桃太郎伝説をはじめ、有形・無形文化財の宝庫であり、特に伝統行事の祭祀には町内外からの参加者も多く、学術研究やコミュニケーションの場として重要な役割を果たしています。また、空き店舗を利用し、平成16年にオープンした観光ステーション「磯城の里」は商工会・観光協会が連携し、商工業のPRと観光案内等を行っております。

今後、余暇時間の増大などに伴って、ゆとりやうるおいを求める傾向がますます強くなることが予想される中で、観光・レクリエーションの分野における施策の充実が求められています。そのため、町内各地にある観光資源のネットワーク化を図り、付加価値を高めるとともに、情報提供の迅速化や、広域的な連携を図りながら、観光資源の有効活用を進める必要があります。

観光

集客力の向上

自然資源や歴史・文化資源の保全と活用

広域連携による観光資源の活用



## 施 策

## 1. 集客力の向上

## ①観光ステーションの活動支援

商工会・観光協会が連携し、商工業の振興と観光資源の開発の取り組みに協力し、まちの活性化の促進と集客力の向上を図ります。

## ②商工会などへの特産品開発支援

観光客の土産品が少ない現状であるため、地域の産物、産業を活用した特産品の開発に取り組む商工会などの団体に対し支援を行います。

## ③イベントの開催

関係団体との連携により、各種イベントを積極的に取り組むとともに、町内外との交流を進め集客力の向上を図ります。

## ④観光情報の収集発信

ホームページや観光パンフレットなどを通じて、唐古・鍵遺跡など貴重な観光資源を全国に向けて情報発信することにより、本町の特色や魅力を紹介します。

## 2. 自然資源や歴史・文化資源の保全と活用

## ①観光資源の保全

町内の自然、歴史・文化は貴重な観光資源であることから、地域住民に対しても保全意識の高揚を図ります。

## ②観光ボランティアの育成

町内には、自然、歴史・文化の観光資源が多数潜在しています。これらを掘り起こすとともに、わかりやすく説明できる「観光ボランティア」を更に強化・育成し、集客力の向上を図ります。

## 3. 広域連携による観光資源の活用

奈良県には多くの仏教建造物などがあり、全国有数の観光資源の宝庫といえます。

平成22年に開催される平城遷都1300年記念事業など奈良県との連携を図り、来県者を本町に導くための地域の諸資源を活用した新たな交流機会（イベント・コンベンション）の創出に努めます。また、近隣市町村に点在している歴史・文化遺産のネットワークを構築し、観光客の誘致に努めます。

# 第6章 効率的な計画推進をめざしたまちづくり

## 第1節 住民参加

### 現状と課題

安全で住み良い地域社会を築いていくためには、人と人が信頼しあい、助け合う連帯意識を育むことが大切です。また、コミュニティを通じて、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

一方、まちづくりにおいては、時代の進展とともに、行政施策も広範囲にわたり、事務量や行政情報量も著しく増大しています。このような中で、広報・広聴活動や情報公開を積極的に進め、透明で開かれたまちの実現のためにも、住民が町政などに積極的に参加できる環境を整備しなければなりません。

本町では、平成12年に情報公開条例を施行し、行政情報の透明性を確保するとともに、平成15年には個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いに努めています。また、「町民意見箱」等で住民からの意見や提案をいただき、住民参加のまちづくりをめざします。

住民参加

コミュニティ意識の醸成

地域交流の推進

広報・広聴活動の充実



## 施 策

## 1. コミュニティ意識の醸成

## ①参加機会の充実

文化・スポーツ、ボランティア活動など参加意欲が高まる地域交流の活性化を図ります。

## ②コミュニティリーダーの育成

コミュニティ活動を積極的に進めるため、地域活動を支えるコミュニティリーダーの育成に努めます。

## ③コミュニティ組織の育成

自治会を中心としながらコミュニティ組織の活性化を図るため、現状や課題の意見交換会等を積極的に行うとともに、研修会の実施や活動支援を行います。

## ④ボランティア・NPO組織の育成

積極的にボランティア・NPOの育成に努め、多岐にわたる団体の活動を支援するための学習機会の創出を行います。

## ⑤町政への参加促進

住民活動を活かしたまちづくりを推進するため、各分野の計画を策定する段階で、住民が参加できるワークショップやまちづくりワーキングの開催など、住民に対し幅広くまちづくりへ参画できるような仕組みを構築し、参加を促進します。

## 2. 地域交流の推進

## ①地域公民館の整備支援

各地域の公民館活動の促進と地域住民の福祉の増進を図るため、地域公民館整備の支援を行います。

## ②コミュニティ活動の支援

学校施設等、安全に配慮した上で施設の一般開放を図り、コミュニティ活動の支援を推進します。

## ③コミュニティネットワークの整備

NPOや各種組織の特徴を活かした活動を促進するとともに、相互の連携を強化し、コミュニティ活動のネットワーク整備を図ります。

### 3. 広報・広聴活動の充実

#### ①ホームページの充実

双方向性の観点からホームページを広報広聴媒体として有効活用し、住民に町政全般にわたる情報を迅速に分かりやすく提供することで、町政への参加意欲の醸成に努めるとともに、住民の意見をくみ上げ、町政に反映するための広聴機能の充実を図ります。

#### ②情報の公開

町政に関する情報の透明性を高め、住民の町政への理解と参加を促進するため、適切な行政情報の公開に努めます。

#### ③情報の保護

町が保有する個人の情報を適正に管理し、個人の権利利益の保護に努めます。





## 第2節 行財政運営

### 現状と課題

地方分権が一層進展する中、少子・高齢化への対応や厳しい財政状況に加え多様化する住民ニーズなど市町村を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、これまでの行財政運営のあり方を抜本的に見直し、持続的な行財政運営を図っていくことが急務となっています。

本町では、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「第4次田原本町行政改革大綱」を策定し、住民の理解と協力を得ながら、行政改革大綱に即した効率的な行政運営を推進します。また、国においては公務員制度改革大綱において、能力・実績重視を基本とする能力給制度の導入を中心とした公務員制度改革を進めており、その動向を見極めながら、職員の人事評価制度の導入、定員管理や給与制度の見直しなど、時代の要請に応じた新たな人事管理施策が必要となっています。

本町においても、これまでさまざまな手法の導入による研修の充実などに取り組んできました。今後も住民が満足して暮らせるまちづくりに向けて、最少の経費で最大の効果が生み出せるよう、情報技術の活用や住民・行政の役割分担の明確化、行政評価に基づく計画の進行管理などにより、経営感覚の醸成と経営管理能力の向上を図り、無駄のない行財政運営を推進していく必要があります。

行財政運営

組織体制の充実

財政運営の適正化・効率化の推進

行政機能の向上



## 1. 組織体制の充実

### ①柔軟な組織管理

組織機構の簡素化・効率化を図るため、分野横断的な組織編成や企画調整機能の強化など、ハード面も含め総合的な執行体制の確立を図るとともに、職員定数の適切な管理に努めます。

### ②職員の資質の向上

専門研修の充実、自主研究への支援など、職員研修の充実に努め、職員の政策立案能力や専門的な行政能力の向上を図るとともに、住民との協働に対する意識や調整能力の向上に努めます。

### ③窓口サービスの充実

研修会への積極的な参加により、自己能力を高め、幅広く住民本位の行政サービスを提供していく職員の養成を行うとともに、窓口立つ職員一人ひとりが個々の役割を自覚し、問題解決には速やかな報告と対応に努めます。また、最新のマニュアルの整備やフレックスタイムの導入を検討し、窓口サービスの充実に努めます。

## 2. 財政運営の適正化・効率化の推進

### ①計画的な財政運営の推進

本総合計画を基本に、重点施策の優先順位や事業効果、後年度における負担などについて検討を加え、財源の重点配分に努めます。

### ②歳出の見直し

行政サービスを持続的に維持し続けるためには、安定した財政基盤の確立が不可欠であり、経常経費の縮減や人件費総額の抑制、施策・事務事業の抜本的な整理及び合理化、また、補助金などについては、経費負担のあり方、行政効果などを精査し、抑制に努めます。

### ③歳入の確保

町税の収納率の向上を図るとともに、受益者負担の公平性を基本とし、使用料・手数料の適正化を図るなど、自主財源の確保に努めます。

### ④行政評価システムの導入

行政コストと成果を重視した行財政運営を行うため、行政評価システムを導入し、事務事業の再編成や見直しを行います。

### ⑤定員管理の適性化

新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、適宜必要な見直しを行い、簡素で効率的な組織の整備を行います。

また定員適正化計画を策定し、非常勤職員を効果的・弾力的に活用することにより、職員数の抑制を図り、人件費総額の削減に努めます。

## 3. 行政機能の向上

### ①行政事務の効率化と住民サービスの向上

各部局からの情報を共有する仕組みづくりや、課税・収納に関する事務処理のマニュアル化、国、県及び関係機関との情報ネットワークの構築など、情報通信技術の積極的な活用を進めながら、行政事務の効率化を図るとともに、誰もが利用しやすい電子自治体の構築を進め、住民サービスの向上を図ります。

### ②市町村合併の検討

地方分権が一層進展し、急速に少子・高齢化が進行する中、住民に最も身近な基礎自治体として市町村は厳しい財政状況の下で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに応えるため、より一層効率的な行政運営を行うことが求められています。このようなことから奈良県では、人口1万人未満の小規模町村の解消、新たな市制施行、人口10万人程度以上の市勢拡大といった観点から、平成18年3月に「奈良県市町村合併推進構想」が策定されました。

本町においても、こうした動きに対応する手段の一つとして市町村合併の検討を行います。



## 第3節 広域行政

### 現状と課題

住民の日常生活・活動圏域は行政区域を越えて広がっており、広域的視点で解決が求められる行政課題が増加しています。

本町は、平成2年に設立した山辺広域行政事務組合に属し、主に消防・救急などの広域行政を推進しています。また、都市整備面では、奈良中和地方拠点都市地域に属し、広域的な都市機能の連携を図っています。

今後とも、他市町村との連携を図り、圏域住民へのさらなる行政サービスの向上をめざして、緊急の課題はもとより、中長期的な観点に立った広域連携のあり方について検討することが必要となっています。

広域行政

広域行政の推進

### 施策

#### ■広域行政の推進

##### ①山辺広域行政事務組合との連携の強化

山辺広域行政事務組合における関係市町村と連携をさらに深め、社会経済情勢の変化に応じて効果的に行政課題に取り組みます。

##### ②奈良中和地方拠点都市地域整備推進協議会との連携の強化

奈良中和地方拠点都市地域整備推進協議会における基本計画の中で、さまざまな分野で進めてきた広域的な連携をさらに強化するとともに、住民ニーズの動向などを見極めながら、これまでの重点課題に加え、新たな課題に対する連携・協力体制の整備に努めます。

## 第4節 高度情報化社会

### 現状と課題

高度情報化社会の進展に対応し、情報技術の活用による暮らしやすいまちづくりを実現するため、情報通信基盤の整備を図ります。

高度情報化社会

情報通信環境の整備

情報通信システムの充実



## 1. 情報通信環境の整備

### ①行政情報システムの整備

情報管理の一元化などによる庁内の情報化を推進し、情報公開への対応や電子申請による行政サービスの向上に努めます。

また、広報・広聴の媒体として、住民との双方向情報のシステムを構築するなど、高度情報化に対応した行政組織づくりを推進します。

### ②情報通信基盤の整備

学校施設や主要公共施設など、町内の情報拠点を結ぶ地域イントラネットの基盤整備を進めるなど、高度情報化に対応した情報通信基盤を整備します。

### ③地域情報・行政情報の充実

地域情報・行政情報の積極的な発信を行うため、町のホームページの充実を図るなど、メディアを活用した情報交流を促進します。

## 2. 情報通信システムの充実

### ①利便性の向上

防災、福祉、医療などのさまざまな分野において、情報システムの構築を検討するとともに、利便性の高いまちづくりを進めます。

### ②情報保護の徹底

高度情報化に伴う、情報システムの不正侵入の防止や情報漏洩に対応するセキュリティ対策、プライバシー保護に努めます。

第4部 資料編

## 第3次総合計画策定経過

日 程	内 容
平成17年8月	第1回総合計画策定委員会
9月	住民アンケート調査実施
12月	第2回総合計画策定委員会 各課に対してのヒアリング調査実施
平成18年1月	<b>第1回基本構想審議会</b> 基本構想素案について審議会に諮問 町長トップヒアリング実施
2月	第3回総合計画策定委員会
	<b>第2回基本構想審議会</b>
3月	第4回総合計画策定委員会
	<b>第3回基本構想審議会</b>
4月	第5回総合計画策定委員会
	<b>第4回基本構想審議会</b>
5月	第6回総合計画策定委員会 <b>第5回基本構想審議会</b> 基本構想素案について審議会より答申
6月	町議会へ提案・議決



# 田原本町基本構想審議会委員

資料編

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	伊 藤 忠 通	都市計画審議会会長	
会長職務代理	植 田 昌 孝	町議会総務文教常任委員会委員長	
委 員	松 本 宗 弘	町議会議長	
委 員	小 走 善 秀	町議会厚生環境常任委員会委員長	
委 員	鶴 藤 幾 長	町議会産業建設常任委員会委員長	
委 員	梅 本 廣 通	農業委員会会長	
委 員	里 見 大 聞	教育委員会委員長	
委 員	福 岡 洋 介	民生児童委員協議会会長	
委 員	秋 山 章 吾	人権施策協議会副会長	
委 員	永 井 満智男	自治連合会会長	
委 員	森 田 昌 宏	商工会会長	
委 員	北 川 浩 久	医師会会長	
委 員	大 倉 康 至	農家代表者会会長	
委 員	松 本 久 子	地域婦人団体連絡協議会会長	
委 員	末 田 裕 子	P T A 連合会会長	
委 員	檜 宏	行政改革懇話会会長	
委 員	川 端 修 寺 田 重 量	奈良県総務部市町村課長	3月31日まで 4月1日から

敬称略 順不同

# 諮 問 書

---

田 企 第 6 1 9 号  
平成 1 8 年 1 月 3 1 日

田原本町基本構想審議会  
会 長 伊 藤 忠 通 様

田原本町長 森 晃 一

田原本町第 3 次基本構想について（諮問）

田原本町基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、田原本町第 3 次基本構想について、貴審議会の意見を求めます。

平成18年5月16日

田原本町長 森 晃 一 様

田原本町基本構想審議会  
会長 伊 藤 忠 通

## 田原本町第3次基本構想について（答申）

平成18年1月31日付け田企第619号で諮問のありました田原本町第3次基本構想について、慎重に審議をした結果、将来を展望したまちづくりの指針として適切であると認め、次の意見を付して答申します。

### 記

1. 基本構想の具現化については、基本計画・実施計画によりその実効性の確保に努めるとともに、積極的な情報提供を行ない、住民の理解と協力のもとに推進されたい。
2. 町制50周年の節目を迎えたところであるが、今後さらに本町のもつ自然、歴史・文化的風土を活かして、自然と調和したまちづくりに努められたい。
3. 行財政の効率的な運営に留意し、各種施策の実施にあたっては、計画的な実施に努め、重点的・効率的な事業展開を図るとともに、多様化する行政需要や社会情勢の変化に柔軟な対応を図られたい。

# 田原本町基本構想審議会条例

昭和57年4月1日  
条例第2号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規程に基づき、田原本町基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、田原本町基本構想に関する事項について、調査及び審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の長
- (4) 公共的団体の役員
- (5) その他町長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第5号）抄

## （施行期日）

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第1号）

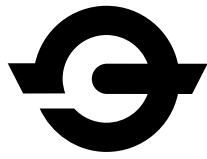
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

田原本町  
第3次総合計画  
自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと  
平成18年9月  
発行 田原本町 企画財政課  
〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1  
TEL：0744-32-2901 FAX：0744-32-2977  
E-mail: info@town.tawaramoto.nara.jp

---





奈良県  
田原本町